

資料 1

外部管理者方式に関する予備認定基準有識者検討会

とりまとめ（案）

令和 6 年 9 月 27 日

1. はじめに

国土交通省「マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドライン」（令和 6 年 6 月 7 日公表、以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、（公財）マンション管理センターが設置した「外部管理者方式に関する予備認定基準有識者検討会」（以下、「検討会」という。）は、予備認定制度の基準の見直し（追加項目、適用関係等）に関し、令和 6 年 7 月 17 日、9 月 6 日及び 9 月 27 日の 3 回の会合を経て、このたび、検討結果のとりまとめを行った。（【資料 1】及び【資料 2】参照）

今後は、このとりまとめ結果を踏まえて、速やかに、予備認定制度の改善が図られることを期待する。

2. 予備認定マンションにおける外部管理者方式の状況

管理業者管理者方式（管理業者を管理者とするマンション管理方式）は、マンション居住者の高齢化等による理事会役員の担い手不足等を背景に、最近広がりを見せているが、この方式は、管理者と管理業者を同一の主体が兼ねることから、利益相反などの問題が生じる可能性があると考えられる。

このような問題意識から、（公財）マンション管理センターにおいては、令和 4 年度に申請された予備認定マンションの状況を認定申請書に添付された管理規約案を分析し、その結果を、国土交通省「外部専門家等の活用のあり方に関するワーキング」の第 2 回会合（令和 5 年 11 月 17 日開催）に、「マンション管理センターによる実態把握の状況」として提出した。

さらに、令和 5 年度に申請された予備認定マンションの状況について同様の分析を行い、その結果を、本検討会の第 2 回会合（令和 6 年 9 月 6 日）に報告した。

これらにより把握した管理業者管理者方式の実態の概要は、以下のとおりである。
(詳細は【資料 3】参照)

（1）外部管理者方式の導入状況

令和 4 年度の予備認定件数は 652 件となっており、そのうち 92 件・14.1% が外部管理者方式を導入していると考えられる。

令和 5 年度の予備認定件数は 571 件となっており、そのうち 121 件・21.2% が外部

管理者方式を導入していると考えられ、令和4年度よりも外部管理者導入の件数及び割合は増加している。

(2) 管理規約案の分析

外部管理者方式を導入していると認められる管理規約案を標準管理規約（単棟型）と比較すると、規定内容が異なり、区分所有者の利益の確保の観点から課題があると考えられる事項として、次の12項目を抽出した。分析した結果は以下のとおり。なお、括弧内は前年度（令和4年度）データ。

① 管理者の指定（標準管理規約第35条関係）

管理者を、「任意の第三者」と定めているもの58%（53%）、固有企業名を定めているもの32%（35%）、当該マンションの管理業者を定めているもの10%（12%）などとなっている。

この点についてガイドラインは、「管理規約に個社名を記載すると管理者の変更に特別決議が必要となり、管理者の変更のハードルが高くなるおそれがあるので、次の管理者を円滑に決定することができる管理規約の整備を行うことが望ましい。」[P.81]としている。

② 管理者の任期（標準管理規約第36条関係）

管理者の任期を定めているものは49%（41%）、定めていないものは51%（59%）となっている。

この点についてガイドラインは、「管理業者が管理者の地位を離れる場合のプロセスを踏まえ、一定の期間設定を管理規約に設けることが望ましい。」[P.81～82]等としている。

③ 管理者の欠格条項（標準管理規約第36条の2関係）

管理者の欠格条項規定のあるものが59%（72%）、ないものが41%（28%）となっている。

この点についてガイドラインは、「不適切な者が管理者業務を執行するのを防止するため、適切な欠格条項を定めることが必要である。」[P.83]等としている。

④ 管理者の誠実義務条項（標準管理規約第37条関係）

管理者の誠実義務条項のあるものが73%（96%）、ないものが27%（4%）となっている。

この点についてガイドラインは、「外部管理者方式においては、特に利益相反

取引等に係るプロセスを適正化する必要性が高いこと、金銭事故等の防止の必要性が高いことを踏まえ、管理者の誠実義務規定を設ける必要がある。」[P. 84] としている。

⑤ 管理者による利益相反取引の防止規定（標準管理規約第 37 条の 2 関係）

管理者による利益相反取引の防止規定があるのは 56% (49%)、ないのは 44% (51%) となっている。

この点についてガイドラインは、「利益相反取引については、管理規約に、総会において重要な事実を説明したうえ決議を得るべき旨を定めることが望ましい。」「管理者として利益相反取引等について総会での承認を得ようとする際は、重要な事実の開示が必要である。重要な事実としては、取引の相手方、目的物、数量、価格、取引期間、取引による利益など、取引内容の中で、承認すべきか否かの判断に資する部分をいう。」[P. 100] 等としている。

⑥ 監事の選任規定（標準管理規約第 35 条関係）

「監事を選任する」との規定があるのは 60% (37%)、「監事を選任することができる」との規定があるのは 38% (59%)、監事の選任に関する規定がないのは 2% (4%) となっている。

この点についてガイドラインは、「区分所有者として管理者の業務執行を適切に監督できるか、利益相反の発生を防止できるか特に問題となることから、管理者の業務執行状況等を監視する重要な機関として、監事を設置するべきと考えられる。」[P. 106] としている。

⑦ 監事の選出方法（標準管理規約第 35 条関係）

監事の選出方法について、総会決議によるものとしているのが 73% (72%)、管理者の指名によるものとしているのが 25% (24%)、規定のないものが 2% (4%) を占めている。

この点についてガイドラインは、「監事が管理者との関係で独立性を保つことが必要であり、この点を担保するためには、監事は、管理者による指名ではなく、総会の決議により選任するべきと考えられる。」[P. 106～107] としている。

⑧ 監事の任期（標準管理規約第 36 条関係）

監事の任期を定めているのは 97% (91%)、監事の任期を定めていないのが 1% (5%)、監事の選任規定がないものが 2% (4%) となっている。

この点についてガイドラインでは、特に記述はない。

⑨ 監事の意見陳述（標準管理規約第 41 条関係）

監事の意見陳述について、必要があるときの意見陳述を義務づけているものが 19% (45%)、必要があるときの意見陳述ができるとしているものが 26% (37%)、規定がないものが 55% (18%) となっている。

この点についてガイドラインは、「監事としては、管理者が総会に提出することを予定している予算案、決算案、議案その他の書類を事前に把握し、法令、規約、使用細則等に照らし、本来提出すべき議案の不足がないか、管理者が総会で承認を得ることを予定している契約に係る議案について、契約内容、相手方、契約金額、相手方の選定理由その他重要な事実が開示されているか等を確認し、管理者に意見することが想定される。」[P. 110] としている。

⑩ 総会決議事項（標準管理規約第 48 条関係）

総会決議事項として、標準管理規約に準拠した事項を定めているのは 74% (76%)、特別多数決議事項に限定して定めているのは 26% (24%) となっている。

この点についてガイドラインは、「標準管理規約第 48 条（総会決議事項）に定められている事項は、その重要性に鑑み、外部管理者方式においても、総会決議事項として管理規約に設けることが望ましい。」、「標準管理規約に定められている総会決議事項については、マンション管理上重要な事項であることから総会における決議という意思決定過程を求めているものであり、執行機関にあたる管理者が単独でこれを決定できる機関設計とせず、総会議決事項とすることが望ましい。」[P. 85～86] としている。

⑪ 組合員の総会招集権（標準管理規約第 44 条関係）

組合員の総会招集権について、標準管理規約に準拠した内容（5 分の 1 以上の組合員の同意等）を定めているものが 74% (76%)、独自の条件（印鑑登録証明書の添付等）を付加しているものが 26% (24%) となっている。

この点についてガイドラインは、「外部管理者方式においては、通常の理事会方式の場合と異なり、区分所有者がマンションの管理に関わる機会が年に 1 回の通常総会しかなくなる可能性があるため、総会招集権を円滑に行使できる環境を整備する必要性が高く、最低限、標準管理規約第 44 条（組合員の総会招集権）と同様の要件とすることが望ましい。」[P. 90] としている。

⑫ 総会以外の管理組合の意思決定方法

組合員の意思決定方法として、総会のみを定めているのは 73% (64%)、総会と投票制度を併用しているものが 27% (36%) となっている。

この点に関して、ガイドラインでは、「外部管理者方式を導入する場合、総会以外の場においても、区分所有者がマンション管理上の重要な課題について検討し管理組合としての意思決定に関与する機会が保障されているとともに、管理者としても業務執行を行ううえでも、区分所有者の意見を聴いたうえ十分に尊重する環境を整える必要がある。」[P. 91～92] としている。

3. 予備認定基準の見直しの方向

(1) 基本的考え方

ガイドラインにおいては、外部管理者方式を適正に運用するために、「必要な事項」や「望まれる事項」など多様なレベルの多岐にわたる内容を提示しているが、これらすべてを予備認定基準に反映させることは現実的ではない。

そこで、今回の予備認定基準の見直しに当たっては、ガイドラインを踏まえ、さらに次のような点を考慮し、緊急的に措置すべき事項に絞り込んで追加項目を選定し、基準改善を速やかに実現する、との考え方で対処するべきである。

- ① 予備認定制度と管理計画認定制度の認定基準が、枠組み等のレベルで大きく相違することは望ましくないと考えられること。
- ② 基準改正が過大なものとなると、関係各方面の理解・協力の確保が難航する可能性が生じること。

(2) 基準の追加項目について

以上のような基本的考え方に基づき、現行の予備認定基準に次の5項目を追加することが適当である。

なお、これらの基準の追加項目は、外部管理者方式以外の管理方式にも適用されるべき事項であると考える。

- ① 管理者の選任（標準管理規約第35条及び第36条関係）
 - ・管理規約（案）において、総会で管理者が選任されること及び管理者の任期が定められていること
 - ・なお、管理規約（案）において、「総会で管理者が選任されること及び管理者の任期」を定めた上で、附則（経過措置）において、入居開始から概ね1年以内に開催される総会までの間の暫定的な管理者を定めることは可とする。
- ② 監事の選任（標準管理規約第35条及び第36条関係）
 - ・管理規約（案）において、総会で監事が選任されること及び監事の任期が定められていること

- ③ 利益相反取引の制限（標準管理規約第37条の2関係）
 - ・管理規約（案）において、標準管理規約第37条の2に準じた管理者の利益相反取引の防止規定（ただし、理事会のない外部管理者方式の場合、「理事会」は「総会」に、「役員」は「管理者又は監事」に修正）が定められていること
- ④ 組合員の総会招集権（標準管理規約第44条関係）
 - ・管理規約（案）において、標準管理規約と同一の条件（組合員数又は議決権数の要件については5分の1より少ない数を含む。）の組合員による総会招集権が明記されており、かつ、組合員による総会招集を実質的に困難にする可能性のある要件（例：印鑑証明書の提出等）の規定がないこと
- ⑤ 総会の議決事項（標準管理規約第48条関係）
 - ・管理規約（案）において、標準管理規約で総会議決事項とされているすべての事項が総会の議決事項となっていること

（3）施行日程等について

改正基準の施行日程等については、次のような考え方をもとに、基準改正が円滑に施行されることが望まれる。

- ① 公表から施行までの間に、3ヶ月程度の周知期間を確保すること。
- ② 改正基準の適用日より前に申請された案件の取り扱いについては、旧認定基準により予備認定の可否を判断することとし、適用日以降の申請については、新認定基準により予備認定の可否を判断すること。
- ③ 予備認定を受けたマンションは、首都圏不動産公正取引協議会により、「管理計画案の予備認定取得済マンション」という表示をすることが認められているが、改正後の基準により認定を受けたマンションについては、新基準によるものであることを外形的に明らかにするため、「管理計画案の予備認定取得済みマンション（令和●年●月●日基準）」等の表示を認めていただくよう整理することが望ましいこと。
- ④ 検討会としてのとりまとめ結果を踏まえ、予備認定を受けたマンションについての「フラット35」の優遇措置に関する取り扱い方針を住宅金融支援機構に確認し、改正内容の公表の際に、その方針についても情報提供すること。

4. 今後に向けた提言

予備認定の仕組みは、マンションの適切な管理を担保するためには分譲時点から適切な管理を確保することが重要であることから、適切な管理のために必要な重要事項について、新築マンションの分譲業者等が用意した原始管理規約案及び長期修繕計画案に定

められた内容をチェックし、基準に適合したものを認定する制度である。

このため、予備認定を取得していれば、それだけで万全なマンション管理が保証されるというものではなく、マンション管理が実際に適正に行われるかどうかは、マンション管理に関する制度全体の整備や規定の運用のされ方如何にかかっている。

したがって、管理業者管理者方式の下で区分所有者の利益が適切に守られていくためには、予備認定基準に今回の5つの基準項目の追加を行えば足りるというものではなく、これに加えて、外部専門家による監事機能の強化をはじめとするガイドラインに示された諸事項が確実に実現されていくことが極めて重要であると考える。

また、管理業者管理者方式の下での印鑑及び通帳等の保管のあり方については、極めて重要な問題であるので、国土交通省において制度整備について早急に検討することが望まれる。

【資料1】外部管理者方式に関する予備認定基準有識者検討会の設置について

【資料2】予備認定制度の概要

【資料3】予備認定マンション（令和5年度分）における外部管理者方式の状況

【資料4】マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドライン（第3章抜粋）

資料 1

外部管理者方式に関する予備認定基準有識者検討会の設置について

令和 6 年 7 月 17 日
(公財)マンション管理センター

1. 趣旨

令和 6 年 6 月 7 日に国土交通省「外部専門家等の活用のあり方に関するワーキンググループ」により「マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドライン」(令和6年6月7日公表)が公表されたことを踏まえ、国土交通省のご協力の下に、同ワーキンググループのメンバーである有識者により、(公財)マンション管理センターによる予備認定(※)の基準の見直し(追加項目、適用関係等)について検討を行っていただく。

※「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」(令和3年9月28日国土交通省告示)において、「国においては、既存マンションが対象となる管理計画認定制度に加え、マンションの適切な管理を担保するためには分譲時点から適切な管理を確保することが重要であることから、新築分譲マンションを対象とした管理計画を予備的に認定する仕組みについても、マンション管理適正化推進センターと連携しながら、必要な施策を講じていく必要がある。」とされたことを踏まえ、新築マンションの分譲業者等が作成した適切な原始管理規約案や長期修繕計画案を(公財)マンション管理センターが認定する制度

2. 検討会構成メンバー(◎は座長)

◎ 鎌野 邦樹	早稲田大学名誉教授
齊藤 広子	横浜市立大学国際教養学部教授
戎 正晴	戎・太田法律事務所 弁護士
香川 希理	香川総合法律事務所 弁護士
瀬下 義浩	一般社団法人日本マンション管理士会連合会会長
伊藤 智恵子	特定非営利活動法人全国マンション管理組合連合会理事 (特定非営利活動法人集合住宅管理組合センター代表理事)
小西 英輔	一般社団法人マンション管理業協会専門委員
富士原 和彦	一般社団法人不動産協会事務局長代理

3. スケジュール

令和6年7月より9月下旬頃を目途に、2~3回程度開催

4. 運営方法

- (1)検討会の議事は非公開とするが、冒頭撮影を可とするほか、会議資料は原則として公開する(座長の判断により一部非公開とすることがある。)。また、検討会の議事概要については、委員に確認の上、(公財)マンション管理センターのホームページにおいて公開する。
- (2)その他、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

5. 事務局

検討会の事務局は、国土交通省住宅局の協力を得ながら、(公財)マンション管理センターが担当する。

資料2

予備認定制度の概要

令 和 6 年 9 月

(公財)マンション管理センター

1. 予備認定制度の概要

マンションの適切な管理を担保するためには分譲時点から適切な管理を確保することが重要であることから、「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」(令和3年9月28日国土交通省告示)を踏まえ、新築マンションの分譲業者等が作成した適切な原始管理規約案や長期修繕計画案を(公財)マンション管理センターが認定する制度。

【参考】「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」七2より

「国においては、既存マンションが対象となる管理計画認定制度に加え、マンションの適切な管理を担保するためには分譲時点から適切な管理を確保することが重要であることから、新築分譲マンションを対象とした管理計画を予備的に認定する仕組みについても、マンション管理適正化推進センターと連携しながら、必要な施策を講じていく必要がある。」

2. 制度発足時期

令和4年4月1日

3. 認定数※

令和4年度 653件

令和5年度 569件

令和6年度 340件

※令和6年9月19日時点においてマンション管理センターホームページにて公表している認定数

4. 予備認定の基準

管理規約の設定後でなければ満たし得ない項目を除き、管理計画認定制度の認定基準と同様のものとしている。

管理計画認定制度の認定基準		* 予備認定の認定基準
(1)	管理組合の運営	
①	管理者等が定められていること	-
②	監事が選任されていること	-
③	集会が年1回以上開催されていること	-
(2)	管理規約	
①	管理規約が作成されていること	○
②	マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること	○
③	マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（又は電磁的方法による提供）について定められていること	○
(3)	管理組合の経理	
①	管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること	○
②	修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと	○
③	直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内であること	-
(4)	長期修繕計画の作成及び見直し等	
①	長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること	△ ※ 前段の「様式」準拠のみ該当
②	長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること	-
③	長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること	○
④	長期修繕計画において将来の一時的修繕積立金の徴収を予定していないこと	○
⑤	長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと	○
⑥	長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること	○
(5)	その他	
①	管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること	-
②	都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること	-

* 地方公共団体が独自基準を設けている場合、当該独自基準はマンション管理士による事前確認の対象外となります。

5. 予備認定の手続きの流れ



6. 予備認定を受けたマンションに講じられる措置

- (1) 予備認定を受けた新築マンションは、住宅金融支援機構の【フラット35】維持保全型の対象となり、【フラット35】の金利から当初5年間年 0.25%引き下げられる等の措置が講じられる。
- (2) 予備認定を受けた施設建築物の整備を含む市街地再開発事業において、社会资本整備総合交付金事業等に基づいて国庫補助を行う場合、土地整備費及び共同施設整備費について、国費を算定する上で最大 1.2 倍の嵩上げが認められている。

7. 予備認定手数料

1申請当たり 50,000 円 (10%対象、内消費税額 4,545 円)

なお、1つの申請において、複数の長期修繕計画がある場合、2計画目以降は、1計画当たり 10,000 円 (10%対象、内消費税額 909 円)が加算される。

予備認定マンション（令和5年度分）における 外部管理者方式の状況

令和6年9月6日

公益財団法人 マンション管理センター

1. 外部管理者方式の導入状況

- 令和5年度の予備認定取得マンション571件のうち、認定申請書に添付されている管理規約案から、外部管理者方式を導入していると想定されるものは121件。
- 導入割合は、令和5年度が21.2%、令和4年度は14.1%であり、約7ポイント増加している。

	令和5年度	令和4年度
予備認定件数	571件	652件
外部管理者方式 導入想定件数	121件	92件
導入割合	21.2%	14.1%

2. 管理規約案の分析

- 管理規約案から外部管理者方式を導入していると想定される121件を対象とし、令和4年度分について実施した分析と同様に、標準管理規約（単棟型）の条文と比較して課題事項として抽出した12項目について整理。

- ①管理者の指定（標準管理規約第35条関係）
- ②管理者の任期（標準管理規約第36条関係）
- ③管理者の欠格条項（標準管理規約第36条の2関係）
- ④管理者の誠実義務規定（標準管理規約第37条関係）
- ⑤管理者の利益相反取引防止（標準管理規約第37条の2関係）
- ⑥監事の選任規定（標準管理規約第35条関係）
- ⑦監事の選出方法（標準管理規約第35条関係）
- ⑧監事の任期（標準管理規約第36条関係）
- ⑨監事の意見陳述（標準管理規約第41条関係）
- ⑩総会決議事項（標準管理規約第48条関係）
- ⑪組合員の総会招集権（標準管理規約第44条関係）
- ⑫総会以外の管理組合の意思決定方法

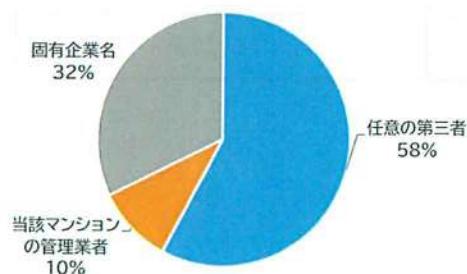
3

①管理者の指定（標準管理規約第35条関係）

管理者の指定

任意の第三者	70
当該マンションの管理業者	12
固有企業名	39
計	121

管理者の指定



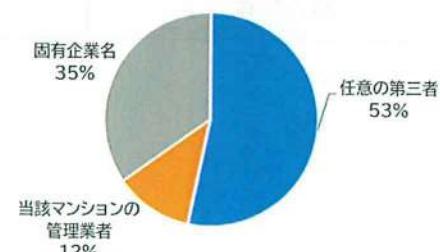
■任意の第三者 ■当該マンションの管理業者 ■固有企業名

【参考】令和4年度分

管理者の指定

任意の第三者	49
当該マンションの管理業者	11
固有企業名	32
計	92

管理者の指定



■任意の第三者 ■当該マンションの管理業者 ■固有企業名

①管理者の指定（標準管理規約第35条関係）

記載例1 任意の第三者としているケース

(管理者の選任)

第〇〇条 管理者は専門知識を有する第三者より総会で選任する。

記載例2 当該マンションの管理業者を指定しているケース

(管理者)

第〇〇条 管理者は、第〇〇条第〇項に定めるマンション管理業者又はその指名する者が務めるものとする。

記載例3 特定の企業名を指定しているケース（1）

(管理者)

第〇〇条 管理組合に次の管理者を置く。株式会社〇〇〇〇。

記載例4 特定の企業名を指定しているケース（2）

(管理者)

第〇〇条 管理者は、株式会社〇〇〇〇又はその指名する者が務めるものとする。

※標準管理規約では、管理者（理事長）は総会の決議によって選任されることとされている。

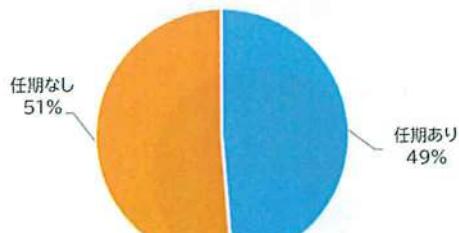
5

②管理者の任期（標準管理規約第36条関係）

管理者の任期

任期あり	59
任期なし	62
計	121

管理者の任期



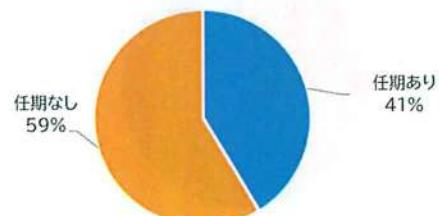
■ 任期あり ■ 任期なし

【参考】令和4年度分

管理者の任期

任期あり	38
任期なし	54
計	92

管理者の任期



■ 任期あり ■ 任期なし

6

②管理者の任期（標準管理規約第36条関係）

記載例1 標準管理規約に準じた管理者の任期を定めているケース

（管理者の任期）

第〇〇条 管理者の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

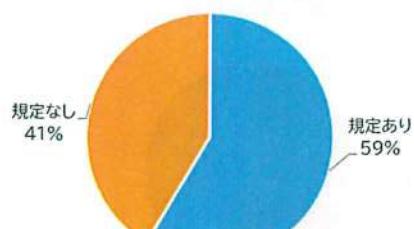
7

③管理者の欠格事項（標準管理規約第36条の2関係）

管理者の欠格条項

規定あり	71
規定なし	50
計	121

管理者の欠格条項



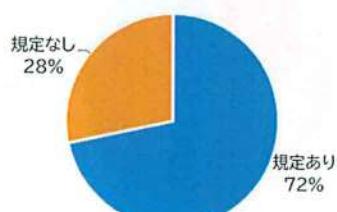
●規定あり ●規定なし

【参考】令和4年度分

管理者の欠格条項

規定あり	66
規定なし	26
計	92

管理者の欠格条項



●規定あり ●規定なし

8

③管理者の欠格事項（標準管理規約第36条の2関係）

記載例1 標準管理規約に準じた管理者の欠格条項を定めているケース

（管理者・監事の欠格事項）

第〇〇条 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者又は監事となることができない。

- 一 精神の機能の障害により管理者又は監事の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 三 反社会的勢力又は反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しない者

記載例2 標準管理規約の欠格条項に解任条項を追加しているケース

（管理者・監事の欠格事項）

第〇〇条 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者又は監事となることができない。

（中略）

- 2 管理組合は、管理者または監事がその任期中に次の各号の何れかに該当することとなったときには、当該管理者または監事を解任するとともに、当該管理者または監事に係る契約を解除することができる。
- 一 管理者が銀行の取引を停止されたとき、若しくは破産、会社更生、会社整理、民事再生の申立てをしたとき。
 - 二 管理者が合併又は破産以外の事由により解散したとき。
 - 三 管理者が資格条件に係る資格について登録の取消し又はこれと同様の処分をうけたとき。
 - 四 管理組合から受託した業務に関し、管理組合の承認を得ずに管理組合に紹介した業者等から対価の受領又は支払いをしたとき。

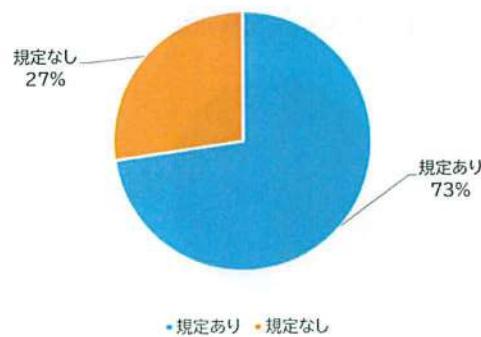
9

④管理者の誠実義務規定（標準管理規約第37条関係）

管理者の誠実義務規定

規定あり	88
規定なし	33
計	121

管理者の誠実義務規定

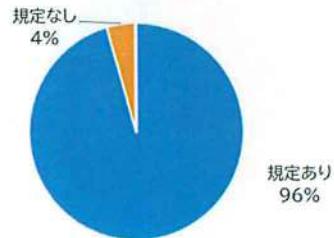


【参考】令和4年度分

管理者の誠実義務規定

規定あり	88
規定なし	4
計	92

管理者の誠実義務規定



④管理者の誠実義務規定（標準管理規約第37条関係）

記載例1 標準管理規約に類似した管理者の誠実義務等の規定を定めているケース
(管理者及び監事の誠実義務等)

- 第〇〇条 管理者及び監事は、法令、規約及び使用細則等並びに総会の決議に従い、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。
2. 管理者及び監事は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た組合員等の秘密を漏らしてはならない。また、管理者又は監事でなくなった後も同様とする。
3. 管理者及び監事は、別に定めるところにより、第〇〇条第〇号から第〇号に定める経費の支払いを受けることができる。

※標準管理規約では、理事会の決議に従うことも求めている。

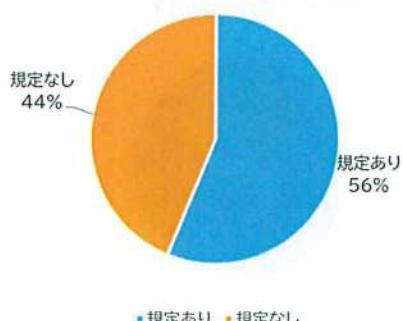
11

⑤管理者の利益相反取引防止（標準管理規約第37条の2関係関係）

管理者の利益相反取引防止

規定あり	68
規定なし	53
計	121

管理者の利益相反取引防止

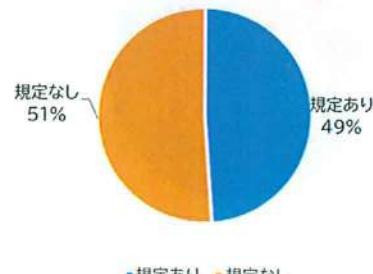


【参考】令和4年度分

管理者の利益相反取引防止

規定あり	45
規定なし	47
計	92

管理者の利益相反取引防止



12

⑤管理者の利益相反取引防止（標準管理規約第37条の2関係）

記載例1 標準管理規約に類似した管理者の利益相反取引の防止規定を定めているケース
(利益相反取引の防止)

第〇〇条 管理者及び監事は、次に掲げる場合には、総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承諾を受けなければならない。

- 一 管理者又は監事が自己又は第三者のために管理組合と取引をしようとするとき。
- 二 管理組合が管理者又は監事以外の者との間において管理組合と当該管理者又は監事との利益が相反する取引をしようとするとき。

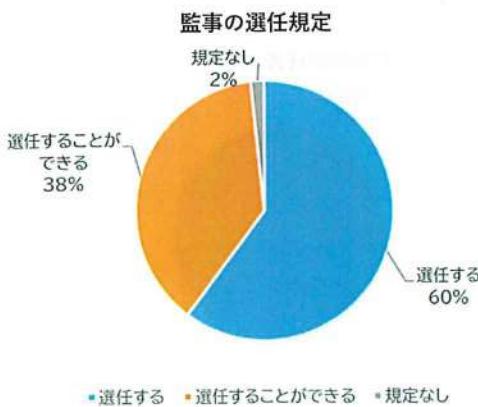
※標準管理規約では、理事会の承認を受けなければならない旨規定している。

13

⑥監事の選任規定（標準管理規約第35条関係）

監事の選任規定

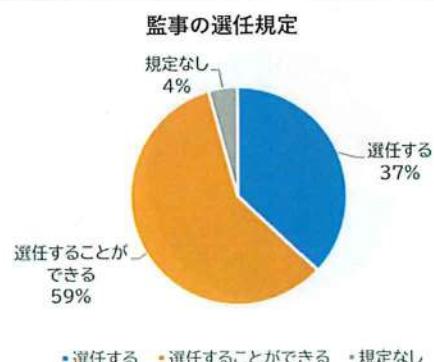
選任する	73
選任することができる	46
規定なし	2
計	121



【参考】令和4年度分

監事の選任規定

選任する	34
選任することができる	54
規定なし	4
計	92



14

⑥監事の選任規定（標準管理規約第35条関係）

記載例1 標準管理規約に準じ、監事の選任を義務づけているケース

(監事)

- 第〇〇条 監事は、監査法人等の専門的知識を有するものから1名選任する。
- 2 前項の監事に加え、組合員から監事を1名選任することができる。
 - 3 監事は、総会の決議によって選任し、又は解任する。
 - 4 監事の選任が総会の承認を得られたなかった場合、又は総会の決議により第〇項及び第〇項の監事を選任しないこととした場合は、監事の選任は行わず、監査法人等による会計監査のみを行うものとする。

記載例2 監事の選任規定が"できる規定"となっているケース

(監事)

- 第〇〇条 管理組合には監事を若干名置くことができる。その場合、監事は、管理者の指名により組合員のうちから選任する。

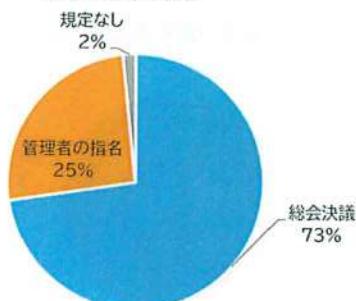
15

⑦監事の選出方法（標準管理規約第35条関係）

監事の選任方法

総会決議	88
管理者の指名	31
規定なし	2
計	121

監事の選任方法

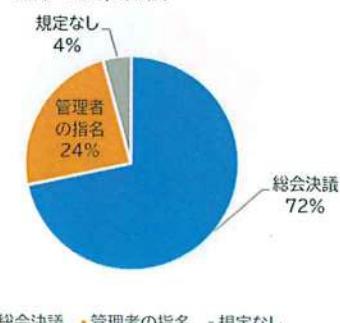


【参考】令和4年度分

監事の選任方法

総会決議	66
管理者の指名	22
規定なし	4
計	92

監事の選任方法



16

⑦監事の選出方法（標準管理規約第35条関係）

記載例1 標準管理規約に準じ、監事の選出方法を総会決議としているケース

(監事)

第〇〇条 監事は総会の決議によって、選任又は解任することができる。

記載例2 監事の選出方法を"管理者の指名"としているケース

(監事)

第〇〇条 管理組合には、監事を若干名置くことができる。その場合、監事は、管理者の指名により組合員のうちから選任する。

17

⑧監事の任期（標準管理規約第36条関係）

監事の任期

任期あり	117
任期なし	2
監事の選任規定なし	2
計	121

【参考】令和4年度分

監事の任期

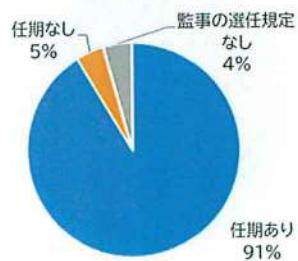
任期あり	84
任期なし	4
監事の選任規定なし	4
計	92

監事の任期



● 任期あり ● 任期なし ● 監事の選任規定なし

監事の任期



● 任期あり ● 任期なし ● 監事の選任規定なし

18

⑧監事の任期（標準管理規約第36条関係）

記載例1 標準管理規約に準じた監事の任期を定めているケース
(監事の任期)

第〇〇条 監事の任期は〇年とする。ただし、再任の場合は最長〇年までとする。

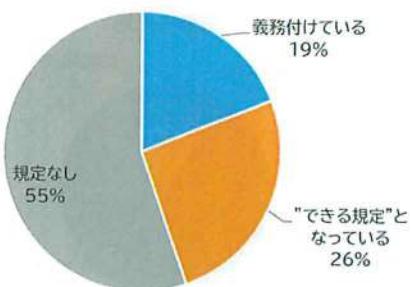
19

⑨監事の意見陳述（標準管理規約第41条関係）

監事の意見陳述

義務付けている	23
"できる規定"となっている	31
規定なし	67
計	121

監事の意見陳述



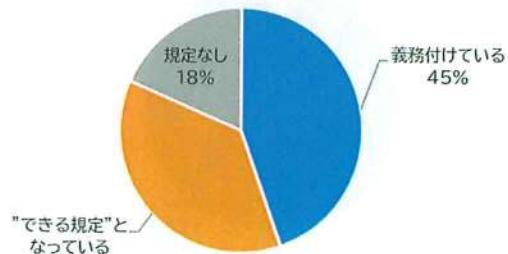
・義務付けている ■ \"できる規定\"となっている ▲ 規定なし

【参考】令和4年度分

監事の意見陳述

義務付けている	41
"できる規定"となっている	34
規定なし	17
計	92

監事の意見陳述



・義務付けている ■ \"できる規定\"となっている ▲ 規定なし

20

⑨監事の意見陳述（標準管理規約第41条関係）

記載例1 標準管理規約に準拠し、必要があるときの監事の意見陳述を義務づけているケース

（監事の権限）

第〇〇条 監事は管理組合の業務の執行及び財産状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、管理者に対して業務の報告を求め、又は業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 4 監事は、管理者の求めに応ずる場合のほか、管理組合の業務の執行等について必要と認めるときは、管理者に対し、意見を述べなければならない。

記載例2 必要があるときの監事の意見陳述を"できる規定"としているケース

（監事の権限）

第〇〇条 監事は、管理組合の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

- 2 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認められるときは、臨時総会を招集することができる。
- 3 監事は、管理者の求めに応ずる場合のほか、管理組合の業務の執行等について必要と認められるときは、管理者に対して意見を述べることができる。

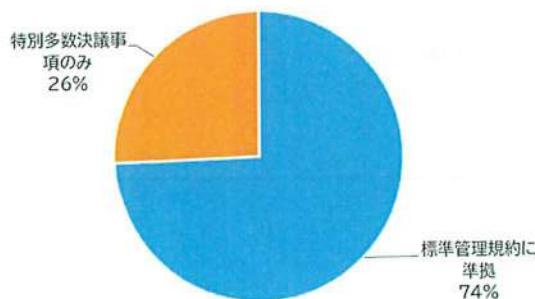
21

⑩総会決議事項（標準管理規約第48条関係）

総会決議事項

標準管理規約に準拠	90
特別多数決議事項のみ	31
計	121

総会決議事項



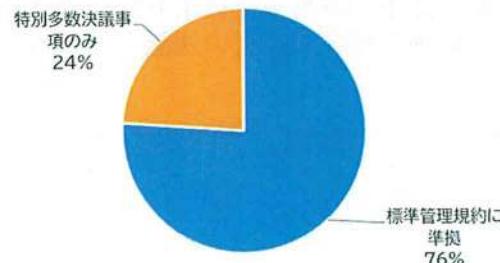
●標準管理規約に準拠 ●特別多数決議事項のみ

【参考】令和4年度分

総会決議事項

標準管理規約に準拠	70
特別多数決議事項のみ	22
計	92

総会決議事項



●標準管理規約に準拠 ●特別多数決議事項のみ

22

⑩総会決議事項（標準管理規約第48条関係）

記載例1 標準管理規約に準拠しているケース

（議決事項）

- 第〇〇条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。
- 一 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止
 - 二 役員の選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方法
 - 三 収支決算及び事業報告
 - 四 収支予算及び事業計画
 - 五 長期修繕計画の作成又は変更
 - 六 管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法
 - 七 修繕積立金の保管及び運用方法
 - 八 適正化法第5条の3第1項に基づく管理計画の認定の申請、同法第5条の6第1項に基づく管理計画の認定の更新の申請及び同法第5条の7第1項に基づく管理計画の変更の認定の申請
 - 九 第〇条第〇項に定める管理の実施
 - 十 第〇条第〇項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し
 - 十一 区分所有法第57条第2項及び前条第〇項第〇号の訴えの提起並びにこれらの訴えを提起すべき者の選任
 - 十二 建物の一部が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧
 - 十三 円滑化法第102条第1項に基づく除却の必要性に係る認定の申請
 - 十四 区分所有法第62条第1項の場合の建替え及び円滑化法第108条第1項の場合のマンション敷地売却
 - 十五 第〇条第〇項及び第〇項に定める建替え等に係る計画又は設計等の経費のための修繕積立金の取崩し
 - 十六 組合管理部分に関する管理委託契約の締結
 - 十七 その他管理組合の業務に関する重要事項

23

⑩総会決議事項（標準管理規約第48条関係）

（つづき）

記載例2 特別決議事項に限定しているケース

（議決事項）

- 第〇〇条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。
- 一 規約の制定、変更又は廃止
 - 二 区分所有法第57条第2項及び前条第〇項第〇号の訴えの提起並びにこれらの訴えを提起すべき者の選任
 - 三 建物の価格の2分の1を超える部分が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧
 - 四 円滑化法第102条第1項に基づく除却の必要性に係る認定の申請
 - 五 区分所有法第62条第1項の場合の建替え及び円滑化法第108条第1項の場合のマンション敷地売却
 - 六 第〇条第〇項の規定により総会の決議を要するとされた事項
 - 七 その他管理者が総会の決議を要すると判断した事項

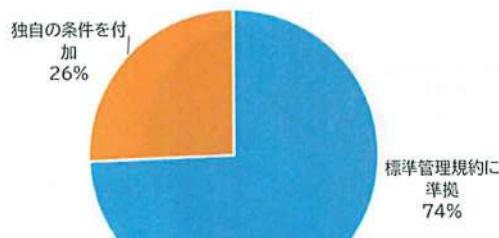
24

⑪組合員の総会招集権（標準管理規約第44条関係）

組合員の総会招集権

標準管理規約に準拠	90
独自の条件を付加	31
計	121

組合員の総会招集権



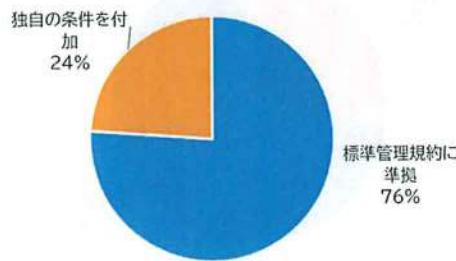
●標準管理規約に準拠 ●独自の条件を付加

【参考】令和4年度分

組合員の総会招集権

標準管理規約に準拠	70
独自の条件を付加	22
計	92

組合員の総会招集権



●標準管理規約に準拠 ●独自の条件を付加

25

⑪組合員の総会招集権（標準管理規約第44条関係）

記載例1 標準管理規約に準拠しているケース

（組合員の総会招集権）

第〇〇条 組合員が組合員総数の5分の1以上及び第〇条第〇項に定める議決権

総数の5分の1以上に当たる組合員の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合には、管理者は、2週間以内にその請求があった日から4週間以内の日（会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売却決議であるときは、2ヶ月と2週間以内の日）を会日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

2 管理者が前項の通知を発しない場合には、前項の請求をした組合員は、臨時総会を招集することができる。

記載例2 独自の条件を付加しているケース

（組合員の総会招集権）

第〇〇条 組合員が組合総数の5分の1以上及び第〇〇条第〇項に定める議決権総数の5分の1以上にあたる組合員の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合には、管理者は、2週間以内にその請求があった日から4週間以内の日（会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売却決議であるときは、2ヶ月と2週間以内の日）を会日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

2 管理者は、前項の請求が適正になされていることを請求者全員の実印の押印（印鑑登録証明書を添付）により確認を行わなければならない。当該請求に伴う総会における意思表示についても同様とする。

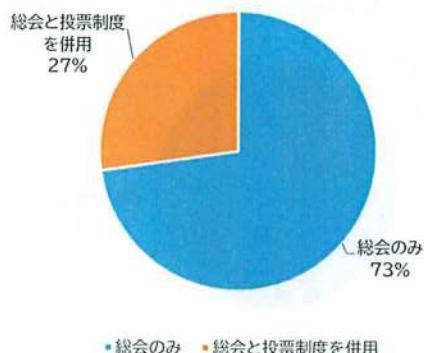
26

⑫総会以外の管理組合の意思決定方法

総会以外の管理組合の意思決定方法

総会のみ	88
総会と投票制度を併用	33
計	121

総会以外の管理組合の意思決定方法

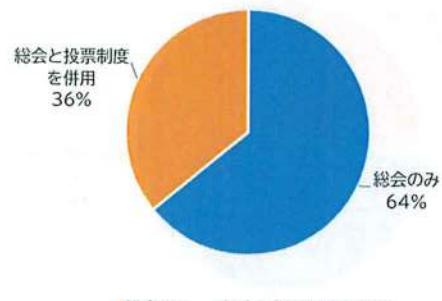


【参考】令和4年度分

総会以外の管理組合の意思決定方法

総会のみ	59
総会と投票制度を併用	33
計	92

総会以外の管理組合の意思決定方法



⑫総会以外の管理組合の意思決定方法

記載例 1 総会のほかに投票制度を併用しているケース

(投票制度)

第〇〇条 管理者は、管理組合の業務に関する事項について、組合員の意思を反映するため、第〇〇条の総会決議としない事項について、組合員の投票により賛否を問うことができる。

資料 4

目次

第3章 マンション管理業者による外部管理者方式（管理業者管理方式）における留意事項	65
1. 本章の対象	65
(1) 管理業者の位置付け	65
(2) 本章を活用いただく方	65
(3) ニーズが想定されるマンションのタイプ	65
(4) 管理組合の管理方式のパターンとの関係	65
(5) 管理者と管理業者との關係	66
2. 駐存マンションにおける外部管理者方式導入の進め方	66
(1) 外部管理者方式のニーズの見極め	66
(2) 駐存マンションにおける外部管理者方式導入までの進め方・手順	68
①外部管理者方式の導入までのプロセスの全体像	68
②管理業務を担う管理業者による説明	68
③新たな管理方式の導入に向けた挨拶回送	70
④帳簿業者の選定	70
⑤区分所有者に対する説明会等	70
⑥組合における導入推進決議	71
⑦組合における導入実績	71
3. 新築マンションにおける外部管理者方式導入までのプロセス	72
(1) 駐存マンションにおける外部管理者方式との違い	72
(2) 分譲契約締結前までのプロセス	73
(3) 分譲契約締結及びその後のプロセス	75
4. 管理者の業務内容・契約書等	75
(1) 契約・管理制度等の内容	75
①管理委託契約書の体様	75
②管理業者業務委託契約書における規定事項	75
(2) 管理者の業務内容について	80
(3) 管理規約の規定事項について	81
①地図	81
②別刷りの規定事項について	81
1) 管理者の選任・解任	81
2) 管理者の任期	81

マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドライン

<第3章 抜粋>

平成29年6月
令和6年6月改訂
国土交通省

3) 管理者の次席系員	83
4) 管理者の诚实義務	84
5) 組会決算事項	84
6) 管理者の権限・義務	86
7) 組合員の総会招集権	90
8) マンション管理への区分所有者の関与	91
5. 管理者がその地位を離れる場合について	94
（1）管理者がその地位を離れる場合のプロセス	94
（2）新しい管理体制の準備について	95
6. 管理者による適正な業務遂行の確保・組合財産の保護のための措置	96
（1）概要	96
（2）管理者による独断専横的行為・管理組合と管理者間の利益相反の防止	97
①管理者の権限の制限	97
1) 管理者等への権限の交付与	97
2) 管理者の権限の制限	97
②利益相反取引等管理制度の利益を損なう行為への対応	97
1) 利益相反取引等にかかるプロセスの整理	97
2) 利益相反取引等の制限	100
3) 管理者業務に係る一定の数量の證保・緊急時等における取引の機動性の確保	102
4) 決算における利益相反取引等についての適切な開示	104
5) 大規模修繕工事の発注・先選定等の透明性確保	104
6) 管理組合からの報酬以外のリベート等の收受禁止	106
③管理者に対する監視・チェック体制	106
1) 監事の選任及び扱い手（外部専門家と区分所有者）	106
2) 生等の権限・義務について	108
3) 管理者から監査及び区分所有者に対する定期報告	108
④管理者の辞任を可能としておくための措置	112
1) 管理契約における管理者名義の固有名詞の解除	112
2) 辞任に向けた組合の招集要件の緩和	112
3) 区分所有者名簿等へのアクセスの確保	113
（3）多額の金銭事故・事件の防止	113
①口座の適切な管理	113
1) 財産の分別管理の徹底	113
2) 通帳・印鑑等の保管体制	113
3) 修繕積立金の積立方式の工夫	114

第3章 マンション管理業者による外部管理者方式（管理業者管理者方式）における留意事項

1. 本章の対象

(1) 管理業者の位置付け

- ・本章は、主として、管理業者を「管理者」として活用する場合（管理業者管理方式。以下本章において、「外部管理者方式」という場合は、「外部管理業者方式」を意味する。）における、実務上の留意点や想定される運用例をまとめたものです。

(2) 本章を活用いただく方

- ・本章は、主として、既存マンションにおいて、管理組合の使い手不足への対処等を理由として外部専門家等の活用を検討している管業組合の方をはじめ、外部管理者方式の導入が見込まれる新築マンションの購入を検討している方、外部専門家や管理業者、管理業者など、外部管理者方式のマンションに脚りる様々な方の参考としていたくこじを想定しています。

(3) ニーズが想定されるマンションのタイプ

- ・本章は、主として、管理業者が管理業者の地位にある自己居住用のマンションを対象としています。そのため、いわゆる投資用マンションやリートマントマンションにおける参考となります。

(4) 管理組合の管理方式のバーンシップの關係

- ・管業組合の管理方式には、いくつかのバーンシップが想定されます。本章では、特段記載がない場合、図1(3)外部管理者・総会監督型のバーンシップ（理事会が社員としておらず、管理業者が管理者に就任）を前提として例を示しています。

- ・他方、理事会が設置されている下記(1)、(2)の方式を採用する場合には、本章の内容は参考となります。
- ・なお、管理業者や理事会の役割に管理業者の従業員等を指定する方法が取られている場合は、外部専門家の活用について記した第2章が参考となります。

図1 <複数管理規約「別添1」で示された主要3バーンシップ>

(1)理事・監査外部専門家型 又は理事専任外部専門家型	(2)外部管理者・理事会監督型	(3)外部管理者・総会監督型 ※本章では該当する方
・理事会有り	・理事会有り	・理事会無し（総会のみ）
・管理者ニ理事長	・管理者ニ理事長	・理事長がない
・外部専門家は「役員」（理事長ニ管理業者を含む。）又は監査に就任	・外部専門家は役員ではない （理事長ニ管理業者を含む。）又は監査に就任	・外部専門家は「管理者」に就任

(5) 管理者と管理業者の関係

多くの管理組合では、マンションの管理に関する業務の一部を管理業者に委託しています。このような場合には、区分所有法第26条第1項、その附則に開示し、区分所有者を代理する立場にあり（同条第2項）、管理業者は全く異なる地位にあります。外部管理者方式の導入を検討する際は、こうした点に着目したうえ、望ましい体制を検討することが必要となります。

区分所有法上の管理者は、共用部分等を保存し、梁会の決議を実行し、並びに規約で定めた行為をする権利義務を有し（区分所有法第26条第1項）、その附則に開示し、区分所有者を代理する立場にあり（同条第2項）、管理業者は全く異なる地位にあります。外部管理者方式の導入を検討する際は、こうした点に着目したうえ、望ましい体制を検討することが必要となります。

なあ、本章においては、原則的に管理組合と管理業者を統合している管理業者の間にあって、「マンション管理業者契約書」（以下「標準管理業者契約書」という。）と同様に、管理組合が統括されていいことを前提としますが、そのような管理業者契約が締結されておらず、管理業者のみ受託している場合には、本章は参考となります。

2. 現存マンションにおける外部管理者方式導入の進め方

(1) 外部管理者方式のニーズの見極め

・管理業者を管理者として選任するかどうかを検討するに当たっては、理事会で説明を行なうことが多いと考えられます。外部管理者方式を導入する理由として、理事会が負担であるということも考えられます。このようないふねが、このようないふねが、理事会の賃料回数のあり方にについて検討したり、外部専門家を顧問として招聘したりするなど、役員の負担軽減・扱い手確保のための取組を実施することも考えられるため、そ

うした方法との比較検討も有用です。

・外部管理者方式のメリットとデメリットについても、あらかじめ検討しておくことが必要です。一般的には、以下のようないふねと、デメリットがあると説明されることがあります。また、管理業者契約の内容や管理規約の内容によつても、メリット・デメ

リストの内容は変わってきます。外部管理者方式を導入するかについては、こうした点も踏まえ、区分所有者の理解を得ながら、丁寧に検討を行うことが必要です。

<メリット>

- ・区分所有者の負担軽減につながることがあり、管理者（役員）の扱い手不足の解決策となる場合があること
- ・管理業者が日々の管理事務とともに管理者業務を担う体制となり、専門的知見に基づく、機動的な業務執行が期待できる場合があること 等
- <デメリット>
 - ・管理者的報酬を支払うことにより管理組合の支出が増大したり、管理組合と管理者との自己取引やグループ会社との間ににおける利益相反を取り去り、管理組合と管理者の間ににおける利益相反が生じたりする可能性が高まるること
 - ・必要な範囲を超えて管理者権限が強くなることで管理者に対する監督が弱まつたり、管理に対する区分所有者の関心の低下につながりするおそれがあること
 - ・規約の定め方によつては、理事会方式に戻すことを希望する場合に、これが困難となる可能性もあること 等

また、場合には、第2章に記載した外部専門家による外部管理者方式等を導入することとも考えられますので、このような方法との比較検討も必要となります。

外部管理者方式のニーズの見極め段階において、第三者の立場に立った外部専門家の支援を受けることも考えられます。例えば、マンション管理士等のマンション管理の専門家やマンション管理士の団体（公財）マンション管理センター、自治体のマンション相談窓口、管理組合の団体、専門家の派遣を行うNPO等へ相談したり、専門家の派遣を受けたりすることも一案です。

検討の結果、外部管理者方式を採用する場合においても、管理者に完全に任せきりにすべきではなく、管理者の業務執行状況の監督等を行うことが必要となります。

(2)既存マンションにおける外部管理者方式（管理業者管理方式）における留意事項

①外部管理者方式の導入までのプロセスの全体像

- ・管理組合のニーズを見極めた結果、外部管理者方式を導入する必要があると判断された場合、実際に導入するまでのプロセスは、概ね次のとおりです。

図2-4外部管理者方式の導入までのプロセスの例



②管理業者による説明

- ・大きな流れとしては、現体制の理事等が主体となり、区分所有者への説明会等で情報共有・意向把握を重ねながら丁寧に検討し、メリット・デメリットについても十分検討したうえで総会での導入推進決議を経て、候補業者の選定や必要な細則・契約・予算の案を検討し、総会決議において正式に決定するなどが考えられます。
- ・管理規約で役員の要件が「組合員のうちから」となっている場合は、管理者の選任議より前に、又は選任決議と同一の総会において、管理者として組合員以外の者を選任可能とするための管理規約改正等を行います。

- ・外部管理者方式の採用は、当該マンションにおける管理方式に大きな影響を与えるため、管理業者は、説明会などの場において、少なくとも以下の図3の事項について区分所有者に対し説明することが望ましいと考えられます。

- ・管理業者から説明を受けた区分所有者は、本章で後述する各項目を確認することによって、導入を検討していくことが必要です。
- ・なお、これらは管理事務を扱う場合に求められる重要な事項の説明等（マンション管理適正化法第72条等）とは異なるものです。

図3-4 管理業者による説明項目	
1. 管理者の権限の範囲	<p>【管理委託契約の内容について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理委託契約書と管理委託契約書が別々の契約書になっているかどうか ・ 管理業務の担当者と管理事務の担当者は別であるかどうか ・ 【管理規約の内容について】 ・ 管理者の選任・解任の方法 ・ 管理者の任期 ・ 管理者の次格条項/誠実義務規定（共同部分における報酬発見時の対応を含む。） ・ 総会決議事項/管理者の権限について現行の管理規約から変更があるか（理事会が設けられない外部管理者方式の場合、現行の管理規約で理事会決議事項に「た」事項の決定方法を含む。） ・ 組合員の総会招集権について規定されているか ・ 総会以外に区分所有者の意思を反映する機関が整備されているか ・ その他の点について現行の管理規約から変更された内容はあるか
2. 通帳・印鑑の保管方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座の名義はどのように設定するか ・ 活期口座の印鑑等は誰が保管するか
3. 管理業者が管理者の地位を離れる場合のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理業者が地位を離れる場合におけるプロセスの定め
4. 日常の管理での利害相反取引等におけるプロセスや情報開示の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理規約において、管理者が総会での決議なく行える权限の定めの有無及びその内容 ・ 管理者が一一定の金額未満について総会での決議なく行える契約の定めがある場合はその金額及び認定理由 ・ 管理者による情報開示についての定めの内容 ・ 緊急時ににおける対処方法
5. 大規模修繕工事等におけるプロセスや情報開示の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模修繕工事の検討主体（修繕委員会の設置の有無等）
6. 監事の設置と監査の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の設置の有無及びその人数 ・ 監事の選任方法 ・ 区分所有者・外部専門家の別 ・ 監事の権限・職務
7. その他重要な項目（管理業者業務にかかる費用及びその支払いの時期など）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理業者の商号又は名称、住所、登録番号及び登録年月日 ・ 管理業者事務の対象となるマンションの所在地に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者事務に要する費用並びにその支払の時期及び方法 ・ 管理者事務の一割の再委託に関する事項 ・ 免責に関する事項 ・ 管理者業務についての賠償責任保険への加入の有無及び保険額
<p>③新たな管理方式の導入に向けた検討開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部管理者方式の導入に向けた必要な手続や検討は、基本的に理事会が中心となつて行うことが多いと考えられます。この導入検討段階で、マンション管理センター、自治体のマンション相談窓口、管理組合の団体、マンション管理の専門家の派遣を行うNPO等に対し導入の場合のメリット・デメリット等について相談し、中立的な立場から、助言や支援を受けることも考えられます（なお、理事会において外部管理者方式導入に向けた検討を進める場合は、専門家やコンサルタントとしての継続的業務にかかる委託契約を締結する場合、管理組合にとっては継続等の負担が発生する可能性がありますし、また、これにより当該受任者が当該マンションにおける管理のあり方に深く関わる点で管理組合の業務に關する重要な事項にあたるに考えられることがから、総会での承認が必要です。）
<p>また、外部管理者方式の導入は、管理組合や区分所有者に重大な影響を及ぼす事項ですので、理事会として具体的な検討に着手する旨を、区分所有者に周知・広報しておくことが望ましいと考えられます。導入検討段階において、理事会や区分所有者から要望がある場合には、適切に説明を行う必要があります。</p>
<p>④候補業者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記と並行して、管理業者の候補業者の選定を進めることになります。既に当該マンションの管理事務を受託している管理業者や、管理業者としても受託するケースが多いと考えられますが、当該業者が管理業者としても適切かどうか、各管理組合において丁寧に検討することが必要です。 ・ 区分所有者等から管理業者が推薦されるケースも考えられますが、そのような場合、透明性確保の観点から、候補業者として挙げられた経緯や理由については明確にしておくべきです。公募によって候補業者を募ることも、方法の1つとして考えられます。
<p>⑤区分所有者に対する説明会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会としては、外部管理者方式の導入を行うかについて十方に検討をしてもらう観点から、理事会主導による区分所有者への説明会を開催すること、区分所有者全員へのアンケートの実施によって、その意向把握を行うことなど考えられます（特に、当該マンションに居住していない区分所有者には情報が届きづらいので、情報共有や意向把握に

当たつては留意が必要です。)。

説明会においては、「区分所有者のみによる管理の継続ができない理由（理事会方式を継続しない理由）」、「管理業者を管理者として選入することと、外部専門家を管理者として選入することとの相違点」、「外部管理者方式の導入が以要と判断されるに至った議論の過程について、書面等など、外部管理者方式の導入が以要と判断されるに至った説明」で掲げたと、書面等も用いながら、区分所有者に丁寧に説明するにこぎが望ましいと考えられます。

また、理事会の求めがある場合、管理業者はこの説明会に出席し、区分所有者に対して、外部管理者方式の内容について説明を行うにこぎが望ましいと考えられます。なお、管理業者は理事会における場合と同様に、「管理業者業務についても管理業者託託契約にかかる重要な事項を記載した書面を区分所有者全員へ交付することが望ましいと考えられます。

・ 書面における具体的な記載内容については、図3の「管理業者による説明」で掲げた項目を参考にするとともに、それぞれの管理組合の要望に添うような形で作成することも考えられます。

⑤ 総会における導入推進決議

・ 外部管理者方式の導入を決定する正式な総会決議の前に、導入推進決議を経ておくことが望ましいと考えられます。

導入推進決議は法的に必須の決議ではありませんが、外部管理者方式の導入に向けた具体的な手続を進めしていくかどうかを議論とするものですので、これが承認された場合、導入の方向性が確定されることになり、候補業者と理事会との間で契約内容等の詳細な検討・調整を進める前のプロセスとして望ましいと考えられます。

・ 導入推進決議では、外部管理者方式の導入に向けた具体的な手続を進めていく旨、候補業者（あくまで候補業者として承認を得る）、新たな管理方式や管理者の権限等の大きな方向性、スケジュール等を明示して、決議を得ることが考えられます。

また、管理規約で管理業者の要件が「総会員のうちから」となっている場合には、導入推進決議を議論する総会で、区分所有者以外の者も管理者を選任可能とするための管理規約改正等を行っておくか、次の⑦における管理者の選任決議と同一の総会において行うこととも考えられます。

・ 導入推進決議の後、候補業者を管理者として選任する方向で、候補業者と理事会との間で、契約書、報酬等の詳細な調整を進め、⑦の総会の決議事項を検討します。

⑥ 総会における導入決議

・ 外部管理者方式を正式に導入するには、管理者等の選任、管理規約、細則、契約書、報酬等に係る予算などについて、総会決議を経る必要があります。理事会がない外部管理者方式を導入する場合、通常の理事会方式を取りやめることになるため、多くのマン

ションにおいては管理規約改正の決議（区分所有者及び議決権の4分の3以上の特別多数決議）が必要と考えられます。

- ・ 正式な総会決議の前に、区分所有者向けに説明会を開催し、説明、スケジュール、諸条件等について説明・質疑を行う場を設けることも考えられます。
- ・ 決議事項としては、候補業者である管理業者を管理者に選任する旨、管理規約及び細則の制定・改正案、管理業者と締結する管理業者託託契約の基、管理者の報酬に関する予算額が考えられます。管理規約の改正以外の事項は、普通決議で対応することが可能と考えられます。

3. 新棟マンションにおける外部管理者方式導入までのプロセス

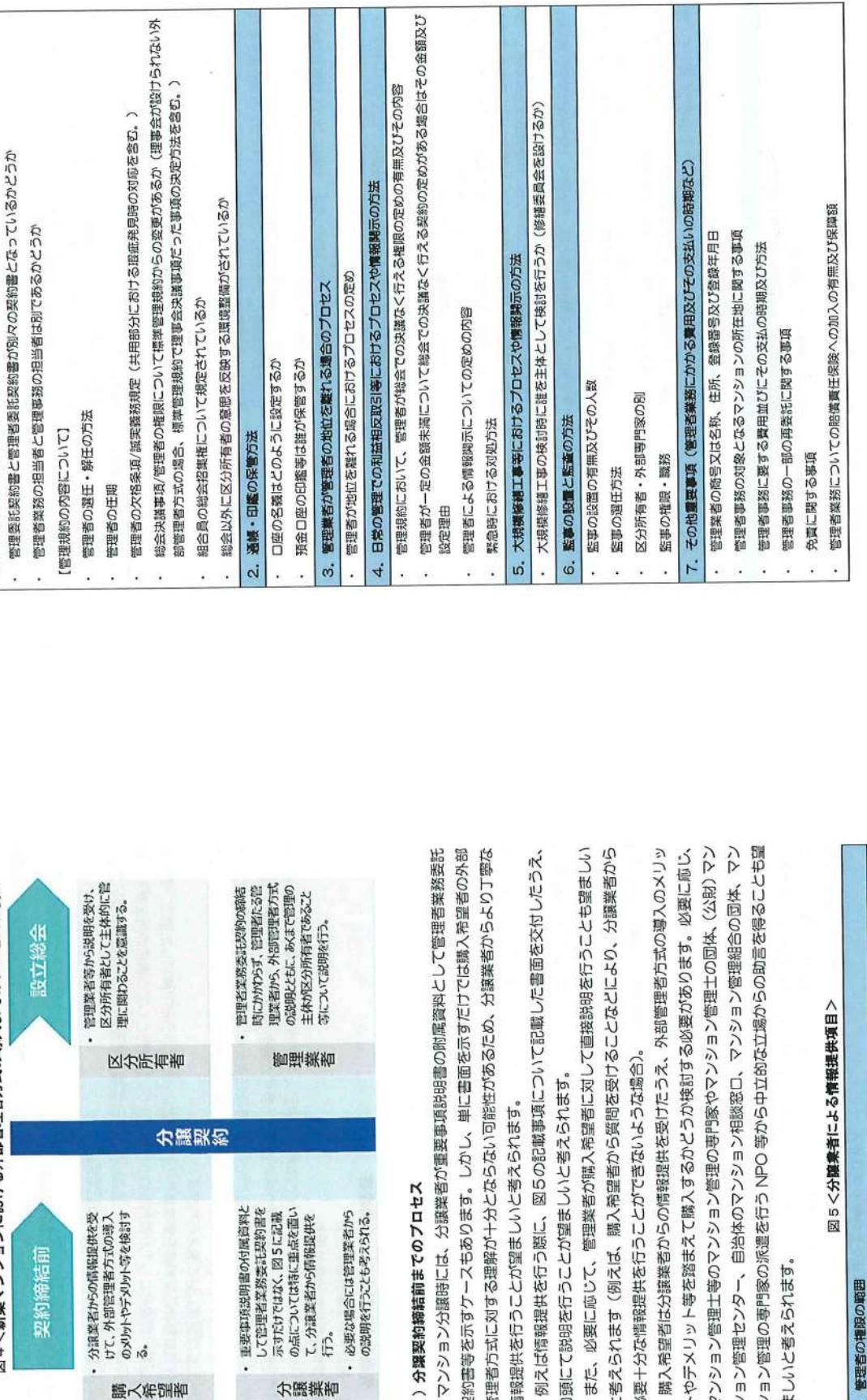
(1) 駐存マンションにおける外部管理者方式との違い

- ・ 新棟マンションにおいて外部管理者方式が導入されている場合においても、適切な管理者業務委託契約書、規約の設定等を行うことなどによつて、管理業者は可能であると考えられます。

しかし、新棟時から外部管理者方式が導入されている物件を購入する場合、マンションの管理への関与の程度が相対的に低下し、区分所有者等で構成されるる管理組合が管理の主体であることやマンションの管理運営について、理解が不十分となるのがあります。

- ・ また、既存マンションにおいては、外部管理者方式の導入の是非について、区分所有者間で議論のうえ検討の上決定することが可能ですが、新棟マンションにおいては、そのような議論の場を持つことが難しく、各購入希望者が購入時点までに自ら検討を行うことが必要となるため、より一層注意深く検討を行う必要があります。

図4<新規マンションにおける外部管理者方式の導入までのプロセスの例>



(3) 分譲契約締結時及びその後のプロセス

- 新築マンションにおける外部管理者方式の導入プロセスについては、①分譲契約締結時に外部管理者方式の導入を含む管理規約案について購入者の同意を得るケースや、②設立総会時に管理者を誰にするかについて同意を得るケースがあります。いずれのケースの場合においても、同意の取得の方法は異なりますが、購入希望者は、分譲契約締結時に検討を深めることが必要です。
- 購入者は、分譲契約締結時に外部管理者方式について一通り説明は受けていると考えられますが、実際に居住を開始するにあたって、マンションの管理上どのようなら点に留意していくべきは良いのか等を改めて理解することが必要です。そこで、設立総会やそれに近いタイミングにおいて、管理者たる管理業者から、外部管理者方式の説明を改めて行うとともに、あくまで管理の主体が区分所有者等で構成される管理組合であることに等について説明を行うことが必要と考えられます。その際に再度、図5記載の事項について説明することが望ましいと考えられます。購入希望者としては、疑問点がある場合、マンション管理士等のマンション管理の専門家やマンション管理士の団体、(公財)マンション管理センター、自治体のマンション相談窓口、マンション管理組合の団体、マンション管理の専門家の派遣を行うNPO等に相談するのが望ましいと考えられます。こうした管理者等からの説明等を踏まえ、区分所有者側としては、あくまで管理体制は区分所有者で構成される管理組合であるという意識を持つて、管理組合の一員として役割を適切に果たすよう努めることが必要です。

4. 管理者の業務内容・契約書等

(1) 契約・管理規約等の内容

- ①管理者業務委託契約書の体裁**
 - 区分所有法上、管理者は、集会での決議を実行し、管理規約で定めた行為をする権利・義務を有するとともに、管理者の権利義務は、委任に関する規定に従うとされ（区分所有法第28条）、管理者は、委任契約における受任者としての地位に立ちます。このような受任者としての管理者の権限については、管理者業務委託契約書により明確化しておくことが望ましいと考えられます。
 - 管理者業務委託契約書を管理事務委託契約書の別紙という形で締結した場合、管理事務の延長で管理者としての業務を担当することになり、管理者としての責任の所在が不明確となるおそれがあることから、管理者業務委託契約ど管理事務の委託契約については、別々の契約書を交わす必要があります。
- ②管理者業務委託契約における規定事項**
 - 管理者と締結する管理者業務委託契約書において定めておくことが望ましい主な規定事項の例は、以下の表に示すとおりです。実際の契約締結時には、管理組合と管理者の

候補業者との間で、十分に協議を行い、必要な規定を検討することになります。

※ 管理者業務委託契約書の具体例は、資料編

図6<管理者業務委託契約における主な規定事項>

契約書規定事項		留意点
1) 契約当事者	<区分所有者の承認> ・管理者に管理業者が就任した後は、管理者は、その職務に関して、各区分所有者を代理することになります。この場合において、管理者たる管理業者との間で管理事務委託契約の内容を更新、変更する場合は、自己取引（民法第108条第1項）となるため、民法上、本人（区分所有者）による承諾がない場合は、当該取引は無効代理により無効となります。本人（区分所有者）による評議としては、実務上、普通決議を経ることが多いとされています。	<区分所有者の承認> ・管理者としての選任決議の際、自己取引（管理者業務委託契約の更新や管理事務委託契約の継続もこれにあたります。）や利益相反取引時の承認の在り方にについても、管理者運営議案部附で、管理者の職務内容を構成するものとして明確にしておく必要があり（通常、契約変更議案などに議案として上程されることが多い）でこの点明確になっているものとを考えられる。）。 <管理者業務委託契約書における管理組合側の名義> ・管理者業務委託契約書における管理組合側の名義の記載をどのようにするか問題となります。 ・外部管理者方式を開始する段階では、理事長が管理組合を代表し、管理者に就任する管理業者との間で、管理者業務委託契約書を交わすことが考えられます。 ・また、外部管理者方式が開始した後、総会において管理者が再任され、管理組合と管理業者が間で管理者業務委託契約を更新する場合、自己取引に該当するにどから、管理組合側の名義をどのようにするかが問題となります。この点については、管理者業務委託契約書と管理事務委託契約書は別々に締結すること、管理者側の担当者と管理事務側の担当者が分かれていること、更新について重要な事実を開示したうえで総会での承認を得ることを取ることを前提に、管理組合側については管理者が代理することができるられます（こうした方法を取りらず、監事が管理組合を代表する方法も考えられる。）。
2) 業務内容・業務担当者	<業務内容> ・管理者の業務については、管理規約において適切な定めがあることが必要です。そのにとを前提に、管理者業務委託契約書においては、区分所有法や管理規約等に従うという原則を定めるところでは、区分所有法や管理規約等に従うという原則を定めることも考えられます。 <管理者業務の担当者> ・管理組合としての業務と管理事務（プロジェクト業務）を管理者に所屬	

契約書規定事項	留意点
する同一の担当者が務めている事例がありますが、同一人が管理業者業務及び管理事務の両方を担当すると、管理事務に関する報告（マンション管理運営正化法第77条第1項）や管理事務に関する報告に際しての管理者に対する重要な事項の説明（マンション管理義務化法第72条第3項）も同一人において行われるなど、管理事務に対する管理組合の視点によるチェック・牽制機能が適切に働かず、組合の利益の最大化が図られなくなるおそれがあるなどなどから、管理者業務と管理事務の担当者は分けるべきと考えられます。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業者の職務の重要性に鑑み、マンション管理に係る専門的知識を習得していると明示される資格（マンション管理士等）を持つ者とするなども考えられます。 ・管理者には、委任の規定に従い区分所有法第28条、民法第644条）、普管注意義務が課せられます。管理業者は、相当程度高度な水準の義務を負うと考えられます。 ・共用部分の瑕疵について、新設マンションにおいて外部管理者方式が採用される場合、共用部分に瑕疵があつたとしても、管理者が、自社の親会社であるなど一定の関係性を有する分譲業者に対して瑕疵の存在について責任追及を行うことが、事実上困難となるとの指摘があります。 ・こうした点を踏まえると、新築分譲時から外部管理者方式が採用されているマンションにおいて分譲業者への責任追及を適切に行うことができるようになりますが、共用部分の瑕疵の存在について疑義がある場合には、まずは検査や大規模修繕工事の前提として行う建物調査診断については、管理業者と利害関係のない設計コンサルタント等に依頼することにより実施することができます。また、共用部分等の瑕疵を経営者へ通知を行ううえを、管理者の義務として事前に定めておくことが望ましいと考えられます。 ・なお、上記検査や診断にあたっては、生宅の品質確保の促進に関する法律に基づき、元主が新築の分譲マンションにおいて瑕疵担保責任を負う期間は引き渡しから10年間とされていることにち留意が必要です。
4) 管理者業務上必要な物品等の提供等の協力義務	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業者業務上必要となる帳票類等の書類、管理員室、備品等を管理組合が無償で提供する義務等について、あらかじめ定めておくことが望ましいと考えられます。 ・帳票類等の書類については、業務に必要な範囲でのみ使用するごと、保管責任、契約終了後の返還義務等を定めることが望ましいと考えられます。
5) 領酬・経費（金額、支払い方法・期日、追加費用等）	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業者業務に対する報酬については、金額、年率、月給制等の別を明確にしておく必要があります。 ・管理業者が管理者としての職務、管理事務の双方を受託している

契約書規定事項	留意点
	<p>場合には、これらは業務に対する報酬が混在しないようにすべきと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月単位の報酬とした場合はにおいて、途中解約等により契約期間に1か月に満たない期間が生じる場合には、日割計算する旨をもあわせて規定することが考えられます。 ・業務に必要な経費や、管理者がやむを得ず立て替えた費用の取扱いについて、報酬には別に、管理組合が負担する旨等を明確に定めておくことが考えられます。
6) 緊急時の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・災害・事故等の緊急時ににおいては、応急修繕の支出等について通常の意思決定過程を経る時間的余裕がないことがあります。そのため、管理者として機動的に必要な対応を取ることができるように、管理規約において、緊急時ににおいては、総会決議を経る少なく保存行為を行うことができる旨を明示しておくとともに、当該管理規約に基づきやすむを得出す出した費用の取扱いについて明確に定めておくことが考えられます。 ・また、状況によっては、緊急時にかかる保存行為について、管理者やそのグループ会社（団9で定義）との取引を行うことが早期の復旧を可能にする場合も考えられます。したがって、管理規約において、やむを得ないときは、保存行為につき自己取引又は利益相反取引（グループ会社との取引等）を行うことでもできる旨の定めることも考えられます。
7) 報告・通知義務	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の適切な業務執行を担保するための監視・チェック体制の確保の観点から、業務執行状況や取扱の状況について、管理者から監査に対し、定期的かつ詳細に報告する義務を課すことが必要です。 ・このような定期的な報告義務などは別に、管理者に対し、マンションの路損等を知ったときや、管理者が欠格要件に該当するにこなったとき等は、速やかに管理組合に通知する義務を定めておくことも考えられます。
8) 守秘義務等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を通じて知り得た個人情報等の管理組合の情報については、契約終了後も他に漏洩しない旨等を規定することが望ましいと考えられます。
9) 損害賠償・免責	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者が、管理業者業務における過失により管理組合に損害を与えた場合の賠償が過切に行われるよう、管理者の選任の設置で、管理者業務についての賠償責任保険への加入状況等を確認しておくことが望ましいと考えられます。 ・他方、免責事項には、災害に基づく予見し難い事情に基づく損害等について、規定しておくことが考えられます。
10) 契約途中における契約解除・損害賠償等	<p><解約の申し入れ時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方への契約解除の申入れ時期については、少なくとも3か月前（より長期にすることも考えられる。）までに行うすることが考えられます。

契約書規定事項	留意点
<組合側からの解任の手続>	<ul style="list-style-type: none"> ・組合側から管理者の解任を求める場合には、組合員・議決権総数の5分の1以上の同意（総会招集が容易にできるように、管理規約で要件を緩和しておくことなども考えられる。）に基づき総会を召集し（区分所有法第34条第3項、標準管理規約第44条）又は監事の臨時総会の招集権（標準管理規約第41条）に基づき総会を招集し、普通決議により管理者を解任し、新管理者を選任することが想定されます。 ・管理者が辞任する手続> ・管理者が辞任する場合には、監事に対し、辞任の申入れを書面による通知にて行うことなどが望ましいと考えられます。監理者業務委託契約書上、要約解除の意思表示（民法第540条）の通知先として、監事を、あらかじめ指定しておくことなどが考えられます。 ・債務不履行がある場合> ・契約当事者のいずれかに債務の不履行があれば、一定期間の催告の上、いつでも解除でき、損害賠償の請求ができることができるところが考えられます。 ・管理者業務の債務処理・新管理体制への移行のための準備> ・管理者から退任することが決定した日にからその後その効力が発生するまでの期間（委任契約書において、少なくとも3か月間と定めておくことが考えられる。）、引き続きその債務を行なうことにどけることなどが考えられます（標準管理規約第36条第3項）。 ・また、管理者がその地位を離れる場合における新管理体制への移行のための準備について、監事が務める旨定めることが望ましいと考えられます。 ・なお、不適切な管理者を解任できるよう、管理者の解任を可能にしておくための措置を講じておくことが必要です。 ・その他>
1.1) 契約期間・更新・終了等	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間> ・管理者の任期については、管理者としての適切性を区分所有者が定期的に審査できる体制を構築する観点から、任期は原則1年程度とし、毎年開催する総会において管理者の選任（継続・不再任等）の決議を行うことが望ましいと考えられます。 ・契約期間は、管理規約で規定される役員の任期と整合させることが望ましいと考えられます。 ・契約終了> ・契約を終了する場合（契約解除、契約を更新しない等）には、解任や後任者選任のための総会の招集が必要になります。管理者側

契約書規定事項	留意点
1.2) 誠実義務・利益相反関係	<ul style="list-style-type: none"> から辞任する場合は、監事に通知することとするべきと考えられます。 ・契約終了時の円滑な業務引継ぎのため、後任者への円滑な業務引継ぎの義務、管理組合から提供を受けた書類の返却義務等について定めておくべきと考えられます。
<誠実義務>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者が管理者に就任する場合は、特に利益相反取引等に係るプロセスを適正化する必要性が高いことや、外部専門家の場合と同様に金銭事務等の防止の必要性が高いことを踏まえ、管理者の誠実義務規定を設け、管理組合に対し、誠実な対応を行うことを明記する必要があります。 ・管理組合から委託されている業務に關し、管理組合の承諾していない紹介料等の収受の禁止、管理組合に損害を与えたことが明らかな場合は損害賠償の責任を負うこと等や、違約金について定めておくことも効果的であると考えられます。
<利益相反関係>	<ul style="list-style-type: none"> ・利益相反にかかるプロセスについて管理規約において規定したうえで、管理者業務委託契約書においては、利益相反取引等に係るプロセスの対象とするグループ会社の範囲について、契約書の別添資料等において明確にしておくことにより、運用に混乱が生じないようにするにこぎが望ましいと考えられます。
1.3) 契約外事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・法令や消費税率等の改正に伴う契約変更について、規定しておくことでも考えられます。 ・契約外事項や疑惑があつた場合に誠意を持って協議すること等について、定めておくことが望ましいと考えられます。

(2) 管理者の業務内容について

- ・管理者の業務内容については、区分所有法（第26条）に規定されているほか、標準管理規約においては、理事長の業務は「規約、使用細則等又は総会若しくは理事会の決議」によること（第38条）、理事の業務は「理事会の定めるところに従う」こと（第40条）とされています。
- ・管理業者管理者に就任する場合の業務内容（雇用や責任等）も、管理規約・細則等に基づくことになりますので、特に、通常の管理者の業務のうち一定のものを対象外とする場合には、必要に応じ、管理規約又は細則において詳細かつ明確に定めておくことが望ましいと考えられます。
- 例えは、官公署、町内会等との涉外業務など、管理組合以外との涉外業務を対象外としている事例があります。管理組合において涉外業務の扱い手がない場合、例えば、地震防災にかかる自治体や町内会等との調整体制が確保されなかつたり、マンションの資産価値向上に向けた取組が進みにくくなったりするそれが生じたりすることも差

えられます。したがって、専外業務も管理業者が担うのか、専外業務を管理業者が担わない場合は、その業務を管理組合としてどのように実施するか、あらかじめ管理規約又は総則等において明確に定めておくことが望ましいと考えられます。

(3) 管理規約の規定事項について

①約款

- 外部管理業者方式の管理規約については、単に理事長規約における理事長の記載を管理者に読み替えて作成するだけでは成り立ちません。すなわち、管理業者別について区分所有者以外の者に委任すること、管理事務を専門に委任する場合等には利益相反が生じるおそれがあることなどを踏まえ、区分所有者の権利義務、総会の決議事項、意思決定方法等適切なルールを作成する必要があります。
- こうした点を踏まえ、以下では、外部管理業者方式において管理規約を作成する際に注意するべき事項及び当該注意事項を踏まえた管理規約例をまとめています。管理規約の作成にあたりては、以下の事項を踏まえ、区分所有者間で十分に協議を行い、慎重に検討を行なうことが必要です。

②細則の規定事項について

1) 管理者の選任・解任

- 管理規約に団体名を記載するごとに管理業者の変更に特別決議が必要となり、管理者の変更のハードルが高くなる点それがあります。管理業者を変更する場合は専外部管理業者方式を終了する場合をあらかじめ想定し、次の管理業者（理事会会式を採用する場合には理事長）を円滑に決定することができる管理規約の整備を行うことが望ましいと考えられます。

2) 管理者の選任・解任

【注意事項】

- 管理者として管理業者の社名等の固有名語を記載する管理規約となっていないいかどうか（固有名詞を記載すると、管理業者を変更するうえで特別決議が必要となる。）。

【注意事項】

（管理者）

- 管理組合に管理者を置く。
- 管理者は、総会の決議によって選任し、又は解任する。

2) 管理者の任期

- 管理者の任期については、管理業者が管理者の地位を離れる場合のプロセスを踏まえ、一定の期間設定を管理規約に設けることが望ましいと考えられます。なお、この期間については、通常、管理業者業務委託契約のにおける契約期間と合致させることが望ましい

と考えられます。

- 管理者の選任について、管理者としての適切性を区分所有者が定期的に審査できる体制を構築する観点から、任期は原則1年間程度とし、毎年開催する総会において管理者の選任（継続・不選任等）の決議を行うことが望ましいと考えられます。

(3) 管理者の規定事項について

①約款

【注意事項】

- 管理に対し引き続き業務執行を委任するかについて、定期的に審査を行うことができることとなっているかどうか（管理者の任期は原則1年間程度とし、1年に1回の通常総会ごとに選任請求を提出するのが望ましいと考えられる。）
- 再任請求の否決、辞任の申し出について管理者からの選任が決定した場合、選任する旨が決定したときから引き続き一定期間（少なくとも3か月以上は必要とする。）は管理者としての職務を行うこととなることとなっています。
- なお、選任請求が決議された場合においては、管理組合と管理者間の信頼が喪失しており、ただちに管理者の地位を失われるのが相当と考えられる。この場合には、監事が一時的に管理者の地位を務めることが考えられる。

【注意事項】

（管理者の任期）

- 第〇条 管理者の任期は、選任の翌会計年度の通常総会の終結の翌までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の通常総会において後任の管理者が選任されなかつたときは、管理者は、通常総会の実行の時から〇か月間を経過する際、又は後任の管理者が選任される際のいすれか早い時点での間は、引き続きその職務を行う。
- 3 選任によって退任する管理業者は、監事への辞任通知到達日から〇か月を経過する際、又は後任の管理者が選任される時のいずれか早いまでの間は、引き続きその職務を行う。
- 4 管理業者が選任されたときは、管理者は、ただちに管理者としての地位を失う。
- 5 前項の場合において、管理者の選任後に後任の管理者が決定した場合には、後任の管理者に対し、誠実に業務の引き継ぎを行うものとする。

※ 第3項に同じし、管理者がその地位を離れる場合には、マンションごとに挨拶を要する。

3) 管理者の欠格条項

- ・ 欠格条項は、管理者の職務を適切に執行することが困難と看えられる事由を類型化したものであり、これに該当する場合は管理者に就任することはできず、管理者が欠格条項に該当することになった場合、管理者の地位を失うことになります。
- ・ 管理者として不適切な者が管理者業務を執行するのを防止するため、適切な欠格条項を定めることが必要です。
- 特に、管理業者としての登録を取り消された者が管理者業務を担うのは一般に適切ではないと看えられるところから、このような場合も欠格条項に追加しておくことが望ましいと看えられます。

<管理者の欠格条項>

【注意事項】

- ・ 管理者として不適切と看えられる者が管理者としての職務遂行を行うことを防ぐ観点から、管理業者としての登録が取り消された場合について、欠格条項への記載があるかどうか。

【注意事項を踏まえた管理規約例】

(管理者の欠格条項)

第〇条 次の各号のいずれかに該当するときは、管理者となることができない。

- 一 管理者が銀行の取引を停止されたとき、若しくは破産、会社更生、民事再生の申し立てをしたとき、又は管理者が破産、会社更生、民事再生の申し立てを受けたとき
- 二 管理者が合併又は破産以外の理由により解散したとき
- 三 マンション管理業者としての登録が取り消されたとき

4) 管理者の誠実義務

- ・ 外部管理方式においては、特に利益相反取引等に係るプロセスを適正化する必要性が高いこと、外部専門家の場合と同様に金銭収支等の防止の必要性が高いことを踏まえ、管理者の誠実義務規定を設け、管理組合に対し誠実な対応を行なうことを明記する必要があります。
- ・ 標準管理規約第37条（役員の誠実義務等）において規定されている内容を管理規約に設けるとともに、管理者業務委託契約においても、誠実義務規定を設ける必要があります。

<管理者の誠実義務等>

【注意事項】

- ・ 管理者の誠実義務について適切に定められているかどうか。

【注意事項を踏まえた管理規約例】

(管理者の誠実義務)

- 第〇条 管理者は、法令、規約及び使用規則その他の細則並びに総会の決議に従い、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。

5) 総会決議事項

- ・ 団体所有者の意願を反映する観点から、総会決議事項のあり方については、慎重に検討を行うことが望ましいと考えられます。

- ・ 標準管理規約第48条（総会決議事項）に定められている事項は、その重要性に鑑み、外部管理者方式においても、総会決議事項として管理規約に設けるにどが望ましいと考えられます。
- ・ 管理者業務委託契約の締結や監事業務委託契約の締結に関する事項
- ・ 総会ににおいて内容を審査できるよう管理規約に定める事項

＜総会決議事項＞

【注意事項】

標準管理規約上は総会決議事項について、これを総会決議事項としているかどうか。

（決議事項）

【注意事項を踏まえた管理規約例】

- 第一〇条 次の各目に掲げる事項については、総会の決議を経なければならぬ。
 - 一 管理規約及び使用料金の制定、変更又は削除
 - 二 管理者及び監事の選任及び解任並びに必要経費、報酬の額及び支拂い方法
 - 三 仮支拂及び事業報告
 - 四 収支予算及び事業計画
 - 五 長期修繕計画の作成又は変更
 - 六 管理賃貸及び使用料の額並びに賃料収取方法
 - 七 修繕積立金の保管及び運用方法
 - 八 適正化法第5条の3第1項に基づく管理計画の認定の申請、同法第5条の6第1項に基づく管理計画の認定の更新の申請及び同法第5条の7第1項に基づく管理計画の変更の認定の申請
 - 九 第21条（数地及び共用部分等の管理）第2項に定める管理の実施
 - 十 第28条（修繕積立金等）第1項に定める特別の管理の実施並びにそれに在てするための資金の借入れ及び修繕積立金の取扱い
 - 十一 区分所有法第57条第2項及び前条第三項第三号の訴えの提起並びにこれら訴えを提起すべき者の選任
 - 十二 建築物の一部が滅失した場合の消失した共同部分の復旧
 - 十三 円滑化法第102条第1項に基づく施設の必要性に係る認定の申請
 - 十四 区分所有法第62条第1項の場合は連管及び円滑化法第108条第1項の場合はのマンション敷地表示並
 - 十五 第28条（修繕積立金）第2項及び第3項に定める建替え等に係る計画又は設計等の経費のための修繕積立金の取扱い
 - 十六 組合管理部分に關する管理業者委託契約の締結
 - 十七 第55条に定める専門委員会の設置及び停止

十八 その他管理組合の業務に関する重要な事項

- ※ 上記にあげる条文番号は、標準管理制度におけるものである。
- ※ 上記標準管理制度における規定事項以外に、以下を規定している事例がある。
- ・ 管理者業務委託契約の締結
- ・ 監事業務委託契約の締結

⑥ 管理者の権限・義務

【標準管理制度上の総会決議事項・理事会決議事項について】

- ・ 標準管理制度に定められている総会決議事項について、マニション管理制度上重要な事項であることから総会における決議という要法定議程を決めているものであり、執行権限にあたる管理者が単独でこれを決定する権限を持たない。
- ・ また、標準管理制度上の理事会決議事項について、管理者権限とするか、総会決議事項とすることが望ましいと考えられます。

- ・ また、標準管理制度で協議の上、検討することが必要です。例えば、区分所有者の懸念を反映するための機関を設置する場合には、理事会は決議事項の一部を当該機関の意見を聞いて実施することや、アンケート調査等を踏まえて決定することも考えられます。

【管理者の責任・権限】

- ・ 球会においては、管理組合で協議の上、検討することが必要です。例えば、区分所有者の懸念を反映するための機関を設置する場合には、理事会は決議事項の一部を当該機関の意見を聞いて実施することや、アンケート調査等を踏まえて決定することも考えられます。

【管理者の責任と権限】

- ・ 管理者の責任を明確にする球会の議論について、理事会方において理事長の責任を明確にするかについては、管理組合においても理事長が議長を務めることとの均衡をきむ通常球会についても理事長が議長を務めることなどが考えられます。
- ・ この場合において、適切な球会運営を確保する観点から、議事の審議等に監事が関与することが望ましいと考えられます。
- ・ 【管理者の責任等を明確にする球会の議長について】
 - ・ 管理者の責任を明確にする球会の議長については、理事会方においては、理事長の再任議案をきむ通常球会についても理事長が議長を務めることなどが考えられます。
 - ・ も踏まえ、管理者が務めるとするところが考えられます。
 - ・ この場合において、適切な球会運営を確保する観点から、議事の審議等に監事が関与することが望ましいと考えられます。
- ・ 【球会における適切な情報開示による管理者の権限について】
 - ・ 球会は区分所有者として要法定議行う重要な機関であり、説明作成を区分所有者以外が行う外部管理者方式においては、提出される議案について区分所有者が十分に理解できるようにする必要があります。そのため、契約について承認を求める議案を提出する際には、契約内容、契約により管理組合として負担する金額、当該契約の相手方、当該相手方を選任した理由について、区分所有者に列し適切に開示を行うことが望ましいと考えられます。
 - ・ なお、球会時点ではこれらの事項のうち一部は未定とせざるを得ず、その点は管理者に要ねる前提で承認を得ることがあることをおきます。
 - ・ また、決算案を球会に提出する際も、管理者業務に係る透明性の確保を図る観点から、こうした事項について確認的に改めて開示を行うことが望ましいと考えられます。

- ・ なお、契約の中でも特に利益相反引導に当たる要約について承認を求める際には、重要な事実を開示するべきです。

＜管理者の権限＞

- 【注意事項】
- ・ 標準管理規約における総会決議事項が、管理者の権限として定められていないか。
 - ・ 標準管理制度規約における理事会決議事項について、どのように定められているかどうか。
 - ※ 標準管理制度規約上は理事会の権限とされているが、理事会がない外部管理者方式においては、前述のことおり、区分所有者の意見を反映するための機関を設ける場合にはその権限となり、区分所有者へのアンケートで、回答者の賛成多数となった場合には承認を得たものとみなす旨の規定を設けたりすることも考えられる。
 - ・ 宣公署、則内会等との涉外業務（標準管理制度規約第32条第11号）について、これを行うことができる体制が整備されているはどうか。

- ※ 管理者の権限とすることのほか、区分所有者の意見を反映するための機関を設置する場合は、当該機関の業務とするどこが考えられる。

【注意事項を踏まえた管理規約例】

(管理者)

- 第〇条 管理者は、次の各号に掲げる業務を遂行する。
 一 管理規約的、使用規則等又は総会の決議により、管理者の職務として定められた事項
 二 総会の承認を得て、賃料を採用し、又は解雇すること
 三 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案の策定及び総会への上程
 四 管理規約及び使用規則等の制定、変更又は廃止に関する案の策定及び総会への上程
 五 長期修繕計画の作成又は変更に関する案の策定及び総会への上程
 六 その他の総会提出議案の策定及び総会への上程
 七 第17条（専有部分の修繕）、第21条（敷地及び共用部分等の管理）及び第22条（窓ガラス等の改良）に定める事項又は不承認
 八 第60条第4項（管理費等の徴収）に定める未納の管理費等および使用料の請求に付する訴訟その他の法的措置の追行
 九 第60条第5項に定める助言又は指示等
 十 第67条に定める助言又は指示等

<会計に係る管理者による情報開示>

【注意事項】

- ・ 算会において契約行為等に係る権限を提出する総会に先立ち、区分所有者が当該契約を承認するかどうかの判断の際に必要な事実について、区分所有者に対する適切な開示が行われる体制が整えられているかどうか
- ※ 開示の方法としては、例えば、招致通知の際に、これらの事項を含む多款電郵を各区分所有者に送付することが考えられる。
- ・ 当該会計年度の契約についての重要な事項について、収支決算と併せて開示されることなどしているかどうか。

【注意事項を踏まえた管理規約例】

(収支予算案の作成及び変更等)

- 第〇条 管理者は、毎会計年度の収支予算案を通常総会に提出し、その説明を得なければならない。
- 2 収支予算を変更しようとするときは、管理者は、その案を臨時総会に提出し、その取扱を得なければならない。
- 3 管理者は、第56条に定める会計年度の開始後、第1項に定める事項を得るまでの間に、以下の各号に掲げる経費の支出が物要となつた場合には、その支出を行つてから、管第27条に定める通常の管理に要する経費のうち、経常的であり、かつ、第1項の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるもの
- 二 総会の承認を得て実施している長期の施工期間を要する工事に係る経費であつて、第1項の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるもの
- 4 前項の規定に基づき行った支出は、第1項の規定により収支予算案の承認を得たときは、当該収支予算案による支出とみなす。
- 5 管理者は、総会において、契約行為その地区区分所有者の負担が発生する行為について承認をもたため懸念を提出しようとする際には、次に掲げる事項を区分所有者に事前に開示しなければならない。ただし、総会開点で開示ができることが困難な事項がある場合は、この限りではない。

- 一 製約内容
- 二 製約により管理組合として負担する金額
- 三 当該契約の相手方
- 四 当該相手方を選任した理由
- 五 契約が第〇条に定める取引であったとき「利益相反取引等であつたとき」は当該取引における重要な事項

6 管理者は、○条【緊急時ににおける保存行為についての条文】の規定に基づき、敷地及び共用部分等の保存行為を行う場合には、そのために必要な支出を行うことができる。

- ※ 上記における条文番号は、標準管理規約におけるものである。

(会計報告等)

- 第〇条 管理者は、毎会計年度の収支決算について、財産の状況に関する監査の結果を経て、通常総会に報告し、その承認を得なければならない。
- 2 管理者は、前項の収支決算について、前条第1項各号に掲げる事項について開示しなければならない。

- ※ 上記における条文番号は、標準管理規約におけるものである。

7) 組合員の総会招集権

- ・ 外部管理者方式においては、通常の理事会方式の場合と異なり、区分所有者がマンションの管理に關わる機会が年に1回の通常総会しかなくなる可能性があるため、総会招集権を円滑に行うべき環境を整備する必要性が高く、最低限、標準管理規約第44条（組合員の総会招集権）と同様の要件どすることが望ましいと考えられます。
- ・ また、標準管理規約第44条第2項及び第3項に定める限制総会については、管理規約の定めがない場合でも、区分所有法第34条に基づき当然に招集を請求できることがあります。がかかる請求権から、管理規約において当該請求権が区分所有者本人によって適正に行われていることを確認するため確認するため、特定の公的書面を要求する管理規約を定めている事例があります。組合員による総会招集を実質的に困難にする可能性がある要件を規定するかどうかについて、その必要性があるのか、そのような規定を設ける前にない
- ・ 管理組合によつては、総会招集の請求が区分所有者本人によつて適正に行われていることを確認するため確認するため、特定の公的書面を要求する管理規約を定めている事例があります。組合員による総会招集を実質的に困難にする可能性がある要件を規定するかどうかについて、その必要性があるのか、そのような規定を設ける前にない
- ・ 管理組合によつては、総会招集の請求が区分所有者本人によつて適正に行われていることを確認するため確認するため、特定の公的書面を要求する管理規約を定めている事例があります。組合員による総会招集を実質的に困難にする可能性がある要件を規定するかどうかについて、その必要性があるのか、そのような規定を設ける前にない

<組合員の総会招集権>

【注意事項】

- ・ 組合員の総会招集権について、管理規約に定められているかどうか。
- ※ 本条に定める臨時総会については、管理規約の定めがない場合でも、区分所有法第34条に基づき当然に招集を請求できるものではあるが、区分所有者に対し、か

<p>かる請求権があることとを示す觀点から、管理規約において当該請求権についての規定を定めることが望ましいと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 組合員による組合会員集会に因難にする可能性がある要件の規定がないかどうか。 <p>【注意事項を踏まえた管理規約例】</p> <p>（組合員の総会招集権）</p> <p>第〇条 組合員が組合員総数の5分の1（これより要性を緩和することも考えらる。）以上及び第46条第1項に定める議決権総数の5分の1以上に当たる組合員の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合には、管理者は、2週間以内にその請求があつた日から4週間以内の日（会議の目的が建築行為又はマンション敷地内開発行為であるときは、2か月と2週間以内の日）を会日とする臨時総会の招集の通知を発しないければならない。</p> <p>2 管理者が前項の通知を発しない場合には、前項の請求をして組合員は、臨時総会を開催することができる。</p> <p>3 第2項により招集された臨時総会においては、第42条第5項にかかわらず、該長は、船会に出席して組合員（書面、電話の方法又は代理人によって議決権を行使する者を含む。）の議決権の過半数をもって、組合員の中から選任する。</p> <p>※ 上記における条文番号は、標準管理制度におけるものである。</p>

8) マンション管理への区分所有者の賛同

一般的に、理事会においては、理事会が管理組合の業務執行機関と位置付けられ、区分所有者から選任された役員が総会で決議された業務の執行に関わることになります。そのため、総会の議案の準備、総会における意思決定及び業務執行というマンション管理のプロセスに区分所有者自らが関与する体制が確保され、様々な手段で環境を整備する有者の意図を反映できる体制を確保しやすいと考えられます。

これに対し、外部管理者方式において、区分所有者には少なくとも年に1回の総会決議において意見決定には関与する機会があることになりますが、総会に出席するのみでは、また、管理方式の定め方によっては、その他の場での管理への関与がなくなり、マンション管理への区分所有者の関与が不十分となる可能性が否定できません。

このようない点を踏まえると、外部管理者方式を導入する場合、総会以外の場におしても、区分所有者がマンション管理上の重要な議題について検討し管理組合としての意見決定に関与する機会が保障されているとともに、管理者としても業務執行を行いう

えでも、区分所有者の意見を聽いてうえ十分に尊重する環境を整える必要があります。

- こうした環境整備のための方法としては、マンションの個別の要旨に応じ様々な手段が考えられますが、例えば、総会を招致するなど、アンケート等により区分所有者の意見を適切に聴取し、運営に反映させるなどとの方法が考えられます。
- そのため、連絡会よりも複数、業務の内容を限定したうえ、区分所有者者が管理規約で定める重要な項目を説明し、管理者に対し意見を伝えることができる機関（例えば、管理説明会のような名稱とする）を設置するという方法も考えられます。

こうした環境整備を行ったうえで、さらにに区分所有者全体会の管理意識を醸成し、適切な管理につなげける観点から、管理組合の活動の範囲内において、連絡会や説明会といったイベントを行うことでも考えられます。

また、災害発生時には、管理者が一時的に機能不全となる可能性もあります。日頃から情報収集や準備を行うなどの取組を通じて、こうした状況でも管理組合として行動できる環境を整備することが必要です。

（区分所有者の意見を反映するための環境整備例）

- 区分所有者の意見を反映するための機関の設置
 - オンライン投票や意見箱の設置による意見収集
 - コールセンターやメールによる相談窓口の設置
 - アンケート調査の実施・投票制度の導入
 - 意見交換会・相談会の実施
- ※オンラインによる投票が難しい区分所有者のためにも、様々な手段で環境を整備することが望ましい。

（災害への対応事例）

- 災害時の避難場所の周知
 - 防災訓練の定期開催
 - 防災用品や医薬品等の備蓄
 - 自治体のハザードマップやアクションプランなどの情報提供
 - 区分所有者による自主防災組織の形成の支援
 - フロント担当（業者）との連携

＜区分所有者の意見を反映するための環境整備＞

- 【注意事項】
- 年1回の通常総会以外に、区分所有者間においてマンション管理上の重要な課題について検討し、管理者に意見できる環境があるかどうか。
 - 区分所有者の意見を反映するための機関を設置したり、投票制度により総会決議事項以外の事項についても広く区分所有者の意見を反映できるようにしたりすることなどが考えられる。

【注意事項を踏まえたに管理規約例】

- 区分所有者の意見を反映するための機関を設置する場合（仮に管理評議会とする。）
- （管理評議会）
- 第〇条 管理評議会は、次の各目に掲げる業務を行う。
- 管理者が毎会計年度の収支予算案その他の議案を通常総会に提出する前にあって、その内容について、管理者に対して意見を述べること
 - 監事が第〇条に定める職務【管理者がその地位を離れる場合ににおける職務】を行う場合において、監事に対して、監事に対する対応状況について意見を述べること
 - 管理評議会は、管理者の職務の執行について、管理者に対し意見を述べることができる。

- ※ この他、管理評議会の構成、選任、意思決定の方法等に関する規定が必要となる。
※ 第2項について、管理評議会が意見を述べた場合、管理者は、当該意見について業務執行に反映させるかどうか及びその理由を管理評議会に回答するとともに、通常総会において、前会計年度における管理評議会の意見に対する対応状況について開示しなければならない旨定めることも考えられる。

■投票制度の規定を設ける場合

（投票制度）

- 第〇条 管理者は、管理組合の業務に関する組合員の意見を反映するため、総会以外の手段により、組合員の質否等を問うことができる。
- 管理者は、【区分所有者の一定数以上から要求があった場合を記載】、前項の投票により質否等を問わなければならない。

（投票手続）

- 第〇条 管理者は、投票期限日を示し、少なくとも投票期限日の1週間前までに、投票の目的を示して、組合員に通知を発しなければならない。

- 2 組合員は書面又は電磁的方法によって投票権を行使することができる。

（投票結果）

- 第〇条 管理者は、投票の結果を明らかにした書面又は電磁的記録を作成し、投票の期限日から1か月以内に組合員に通知するものとする。ただし、この期間内に総会が開催されるときは、当該総会において報告することができる。
- 管理者は、投票に付した事項に關し、反対票が投票権総数の5分の1未満の場合には当該事項について決定又は執行することができる。賛成票が投票権総数の〇分の〇以上の場合には、決定又は執行しなければならない。

5. 管理者がその地位を離れる場合について

- ・管理者がその地位を離れる場合としては、管理者が辞任する場合、再任議案が否決された場合、解任が成立した場合、訴訟上の解任請求が認められた場合が考えられます。いずれの場合についても、外部管理者方式はそのまま維持することとし、外部専門家を活用することとするパターン、外部管理者方式をやめて理事会方式に変更するパターンが考えられます。

- (1) 管理者がその地位を離れる場合のプロセス
- ・管理者がその地位を離れる場合のプロセスについては、図7の流れとすることが望ましいと考えられます。



- ・ すなわち、管理者から辞任を求める場合についても、新管理者が決定するまでの管理者業務の継続性の観点からは、辞任の申し出又は再任議案の否決による退任の決定から3か月（マンションの状況に応じ、より長期間と定めておくことも考えられます。）は引き続き旧管理者が管理者の地位に置いて定めておくことと想えられます。
- ・ 上記に対し、解任の場合、区分所有者として管理者に対する信頼を喪失した状況と認められるにから、速やかに管理者の地位を喪失させることが望ましいと考えられます。

（2）新しい管理体制の準備について

- ・ 再任議案の否決、辞任、解任等により管理者がその地位を離れることが決定した場合、新しい管理体制への円滑な移行のための準備が必要となります。具体的には、外部管理者方式自体は維持するのか、理事会方式に変更するのか、管理者は誰が務めるのかなどについて、マンションの実情を踏まえ検討し、必要に応じ臨時総会の開催を行なうことが想定されます。
- ・ また、再任議案の否決、辞任の場合には、新管理者の選任までの期間（少なくとも3か月程度は必要と考えられるが、より長期間とすることも考えられます。）旧管理者が引き続き管理者を務めることとなることがあります。
- ・ 他方、解任の場合には、直ちに管理者の地位を喪失させるのが望ましいと考えられます。この場合、新管理者選任までの期間、暫定的に管理者業務を務める主体が必要となります。
- ・ こうして新管理体制への移行のための準備については、監事が担うことなどが期待されます。すなわち、監事は日常の管理において管理者の職務執行を監視する役割を果たしていることから、管理者がその職務を果たせない場合の代替機関として適切であると考えられます。
- ・ 管理者の選任が決定した後直ちに、監事は、新しい管理体制の実施に向けた調整を行うことが期待されます。
- ・ 具体的には、区分所有者に対する説明会の実施など適切な方法により区分所有者の意見を聽いて（区分所有者の意思を反映するために機関が設置されている場合は、当該機関に向け意見を聞くことも考えられます。）、新規約への変更、新管理者の選任を内容とする臨時総会の招集に向けた準備を行い、旧管理者の退任の決定日から1か月（新管理者選任までの期間同様、より長期間とすることも考えられます。）以内に、これらを講案とする臨時総会を招集するにすることも考えられます。
- ・ 監事がこのような職務を行うにあたっては、必要に応じ管理業者からの事務的支援（標準管理委託契約書上、管理業者は総会支援業務を行うこととされており、総会の開催日

程等の調整、招集通知及び説明書の送付等について規定されています。）を受けることになります。

6. 管理者による適正な業務遂行の確保・組合財産の保護のための措置

- （1）概要
 - ・ 管理者による適正な業務遂行の確保、組合財産の保護のための措置は以下の表のよう
 - ・ に整理されます。

図8＜トラブルへの対応の方向性と具体的な措置の例について＞

トラブルへの対応の方向性		具体的な措置の例	
未然防止	(1) 管理者による切断	① 管理者への譲渡権限の制限 ② 管理者の権限の制限	① 管理者への譲渡権限の非付与 ② 管理者の権限の制限
	専 横 的 行 動・管 理 組 合・管 理 者 工 事への対応	② 利益相反取引 等や大規模修繕工事への対応 との利益相反の防止	① 利益相反取引等にかかるプロセスの整備 ② 利益相反取引等の制限にかかる規約の整備 ③ 一定の数量の確保・緊急時等における取引の機動性の確保 ④ 管理者による利益相反取引等についての透明化 ⑤ 大規模修繕工事等の発注における発注先選定等の透明性確保 ⑥ 管理組合からの報酬以外のリペート等の収受禁止
	監事の選任	監事の選任（外部専門家と区分所有者） 監事の権限・職務 監事から監事に対する定期報告	監事の選任（外部専門家と区分所有者） 監事の権限・職務 監事から監事に対する定期報告
	監視・チエック体制	④ 管理者の解任を可能としておくための措置	① 管理規約における管理者名等の固有名詞の排除 ② 解任に向けた総会の招集要件の緩和 ③ 区分所有者名簿等へのアクセスの確保
	多額の財産事故・事件の防止	① 財産の過切な通帳・印鑑等の保管体制（監事による印鑑等の保管） ② 修繕積立金の積立方式の工夫（複数の役員の確認がなければ現金化できない方式等） ③ 現金の取扱いの禁止	① 財産の分別管理の徹底 ② 通帳・印鑑等の保管体制（監事による印鑑等の保管） ③ 修繕積立金の積立方式の工夫（複数の役員の確認がなければ現金化できない方式等） ④ 現金の取扱いの禁止

トラブルへの対応の方針性		具体的な措置の例	
	②適切な財産管理体制の発注等による組合財産状況に関する総会への定期報告義務	1)監事等による組合財産状況に関する総会への定期報告義務	2)過失による損害（賠償責任保険等）
発生後の保護措置	(3)事故・事件が起きた場合の組合財産の保護措置	①保険・補償制度の活用	①故意・重大失等による損害 ②故意・重大失等による損害 ③相談先との協議手続 ④紛争解決手続 ⑤裁判以外の解決手法

(2) 管理者による独断専横的行為・管理組合と管理者間の利益相反の防止

① 管理者の権限の制限

1) 管理者等への議決権の非付与

- まず、総会に出席できない場合の議決権行使については、議決権行使書（各議案の質否を記載した書面）により行われるのか望ましいと考えられます。
- また、総会で外部専門家の意見が強く反映されすぎることを防ぐ観点から、管理者のみならず、外部専門家である監事への議決権付与（委任状交付）も認めないことが望ましいと考えられます。

2) 管理者の権限の制限

- 管理者が管理業者に就任する場合に、一定の重要な行為に関わる代理権の制限を管理規約や細則に定めることも考えられますが、当該制限は、善意の第三者には対抗できません（区分所有法第26条第3項）。このため、管理者として第三者と取引を行う際には、管理者として有する代理権の範囲内の行為であることを証明する書類として、代理権の制限内容が分かる規約等の書面を添付することを、管理者業務委託契約や管理規約で定めておくことも考え方られます。

② 利益相反取引等管理組合の利益を損なう行為への対応

1) 利益相反取引等にかかるプロセスの整理

- 管理事務の委託や工事の発注等については、事業者の選定に係る意思決定の透明化確保や利益相反等に注意して適正に行われる必要があり、とりわけ区分所有者以外の者が管理組合の管理者に就任する場合には、マンションの区分所有者等から譲り受けられるような発注等に係るルールの整備が必要となります（管理適正化指針二（6）参照）。
- 利益相反取引とは、類型的に管理組合と管理者との利益が相反するおそれがある取引のことをいいます（利益相反取引と自己取引とを併せて、本章において「利益相反取引等」といいます）。利益相反取引等については、適切なプロセスを経なければ、管理組合七

して管理組合としても利益となるか（利益相反が発生しないか）の判断ができないため、適切なプロセスを経ることが通常の契約等の承認にまして重要となります。

例えば、①外部管理者方式が始まった後ににおいて管理委託契約を更新する場合、②管理者がグループ会社等特別な利害関係を有する業者に工事・物品等を発注する場合、③管理者と同一グループの会社に対して大規模修繕工事を発注する場合があげられます。このような場面では、管理組合と管理者又は同一グループ会社の間ににおいて、本来よりも高額の費用が設定されることにより管理組合が財産上の損害を被る等、利益相反関係が発生しないよう注意する必要があります。

このような利益相反取引等については、管理者から重要な事実が開示されたうえで、管理組合としても利益となるとして承認が行われた場合であれば、これを行うことがあります。

図9＜グループ会社の定義について＞

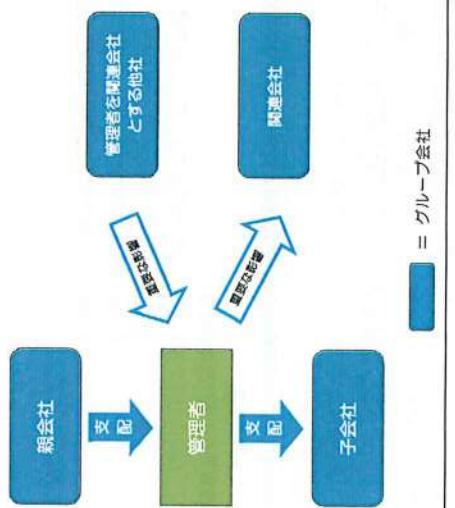
本章において、管理者のグループ会社とは、管理者の親会社、子会社、関連会社及び管理者を関連会社とする他社を総称したものと想定しています。

親会社とは、他の会社（子会社）を支配している会社のことをいい、子会社の議決権の過半数を所有していること（持株基準＝形式基準）、又は議決権の40%以上50%以下を所有していること（持株基準＝実質基準）で、子会社と緊密な関係があることにより、自己の意志と同一の内容の議決権を行使するものが議決権の過半数を占めている場合（支配力基準＝実質基準）や、役員等が取締役会等の構成員の過半数を占めている場合（支配力基準＝実質基準）なども親会社に該当します。

関連会社とは、ある会社（当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）と取引を行う企業間ににおいて、二方が地域に対して、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における、当該子会社以外の取引先の企業をいいます。

グループ会社の範囲を図示すると、以下のようになります。

【グループ会社の範囲】



2) 利益相反取引等の制限

- 区分所有法第26条第2項に基づき、管理者は、その職務に関し区分所有者を代理する権限を有します。このような管理者の代理行為については、民法第108条の利益相反に係る適用があることから、自己取引や、区分所有者と管理者の利益が相反する取引については、本人（区分所有者）による斟酌（総会決議又は規約によります。）なく実施された場合には、無効代理として無効となります。実務上、許諾については集会の普通決議を得ることにより対応されています。

利益相反取引については、その内容によっては管理組合にとつても利益となる場合もあり適切な承認手続が取られていれば許容される一方、その内容によつては、管理組合の損害につながるリスクを内包していることから、これを承認するかについては、事実関係を踏まえた慎重な検討が必要です。このような観点から、利益相反取引については、規約において、総会において重要な事実を説明したうえ決議を得るべき旨を定めることが望ましいと考えられます。

また、管理者による自己取引はもちろん、グループ会社との取引についても利益相反取引に該当するおそれがありますが、グループ会社のうちどの範囲の会社との契約が利益相反取引として扱われるかについては必ずしも明確ではありません。

したがって、どのような法人との取引が契約上利益相反取引として扱われるのか管理者業務委託契約において定めたうえで、契約において、当該法人との契約については利益相反取引とみなす旨の規定を設けることが望ましいと考えられます（なお、これは例示ですので、ここで規定されなかつた法人との契約についても、利益相反に該当する場合はあり得ます。）

前述のとおり、管理者として利益相反取引等について総会での承認を得ようとする際は、重要な事実の開示が必要です。この重要な事実としては、取引の相手方、目的物、数量、価格、取引期間、取引による利益など、取引内容の中で、承認すべきか否かの判断に資する部分について、開示することが望ましいと考えられます。

<自己取引・利益相反取引を承認する場合の確認事項・手続等>

- 確認事項**
 - 「開示すべき重要な事実」の例
取引の相手方、目的物、数量、価格、取引期間、自社又はグループ会社を選択する理由、取引により得る利益など、取引内容の中で、承認すべきか否かの判断に資する部分
 - 手続等**
 - 一定額以上の取引について、利益相反取引等に該当するおそれがある場合は、役員等は、所定の様式で自己申告しなければならないこととする

<利益相反取引等の制限>

【注意事項】

- 自己取引のほか、管理者と一定の資本関係を有するグループ会社との契約等利益相反に該当し得る取引について、管理者が重要な事実を開示したうえ、総会での承認が行われることなどしているかどうか。

※ 例えば、管理者の親会社、子会社、管理者を通じた会社との取引については、利益相反取引に該当する可能性がある。
ちつとも、管理者などのような法人との取引が利益相反取引に該当するかについて明確にしておくことが望ましいことから、その範囲について管理組合、管理者間でできるかぎり明確に定めたときは、利益相反取引に該するものとみなすことを規定するに係るプロセスの対象とする法人の範囲について記載しておくことが考えられる。なお、かかる別紙に記載のない法人との取引であっても、管理組合と管理者の利益が相反する取引であれば、利益相反取引における手続の対象となる。

【注意事項を踏まえた管理制度規約】

(利益相反取引の防止)

第〇条 役員は、次に掲げる場合には、総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 役員が自己又は第三者のために管理組合と当該役員との利益が相反する取引をしようとするとき。

二 管理組合が管理者以外の者との間ににおいて管理組合と当該役員との利益が相反する取引をしようとするとき。

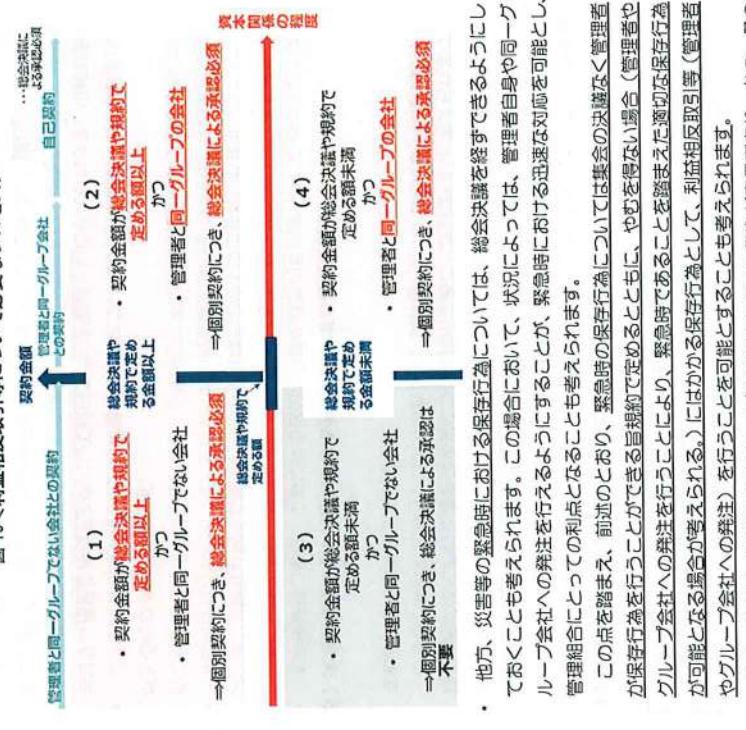
2 管理組合と管理者との間ににおいて、管理組合と管理者との利益が相反する取引として合意する範例の取引（その範囲を変更した場合には、変更後の範囲の取引）については、前項第2号に該する取引とみなす。

※ 利益相反取引等を行おうとする場合に総会において説明すべき重要な事実として、取引の相手方、目的物、数量、価格、取引期間、利益相反取引等を行う理由、取引による利益など、取引内容の中で、承認すべきか否かの判断に資する部分が考えられる。

3) 管理者業務に係る一定の数量の確保・緊急時等における取引の機動性の確保

- 日常の管理における工事、取引発注については、総会決議（予算案承認）や管理規約により事前承認を得た範囲内で、管理者の権限で対応することになります。ただし、このような総会決議を行い、又は規約を導入した場合においても、当該決議や規約変更により、利益相反等を行うことについての承認まであったとはいえないため、当該取引が利益相反取引に該当する場合には、総会決議が必要となります（図10の(4)）。

図10<利益相反取引等について必要なプロセス>



他方、災害等の緊急時ににおける保有行為については、総会決議を経ずできるようにしておくことも考え方られます。この場合において、状況によっては、管理者自身や同一グループ会社への発注を行えるようになりますが、緊急時ににおける迅速な対応を可能とし、管理組合にとっての利点となることもあります。この点を踏まえ、前述のとおり、緊急時の保有行為については、総会の決議なく管理者が保有行為を行うことができる旨規約で定めるとともに、やむを得ない場合は、管理者やグループ会社への発注を行うことにより、緊急時であることにご理解ください。

なお、例えば、管理者及びグループ会社以外の者の発注が容易であり、かつ、その方が管理組合にとっての利益となるような場合には、利益相反取引等を行うことは「やむを得ない」とは認められないと考えられます。他方、緊急に工事を発注する必要性が

あり、このようないい社会への発注によって対応が可能となる場合は、「やむを得ない」場合にあたり得るものと見えられます。

緊急時であることを前提に総会決議を経ないで支出が行われた場合は、区分所有者や監事への通知を事後に行う旨、規約において定めておくことが望ましいと考えられます。また、後述のとおり、決算における開示を行うことが望ましいと考えられます。

＜一定の管理者業務について取引の機動性を確保するための措置＞

① 収に一定の金額以下の取引は管理者が行うことができるとの規約がある場合について

- 【注意事項】
・一定以下の取引は管理者が行うことができるとする規約がある場合においては、当該金額が、マンションの戸数、賃貸戸等に照らして適切なものであるかどうか。

【注意事項を踏まえた管理制度規約】

（一定の金額以下の要約）

- 第〇条 管理者は、1件あたり取引の金額が〇万円以下の契約の場合に限り、管理者の判断で実施できるものとする。
- 2 管理者は、取引金額が前項の金額を超える契約を行おうとする場合、臨時総会の召集を行なわなければならない。

② 緊急時ににおける対応

【注意事項】

- ・緊急時ににおいて総会の決議なく保存行為を実施することができる体制があるかどうか。
- ・上記の保存行為について、自己取引や利益相反取引等を行うことについては、やむを得ない場合などの制限があるかどうか。
- ・上記に基づき利益相反取引を行った場合には、監査や区分所有者への通知、総会における簡報開示が行われることとなっているかどうか。

【注意事項を踏まえた管理制度規約】

（敷地及び共用部分等の管理）

- 第〇条 管理者は、災害等の緊急時においては、総会の決議によらずに、敷地及び共用部分等の必要な保存行為を行うことができる。

- 2 前項の場合において、やむを得ないときは、総会の決議によらずに、第〇条第1号及び第2号に掲げる取引（自己取引及び利益相反取引）を行うことができる。

- 3 管理者は、前2項に基づく支出を行ったときは、通常なく、区分所有者及び監事に対し支出内容について通知するものとする。

※ 第2項においては、第1項に基づき緊急時に使う保存行為について、やむを得ないときは、総会の決議によらずに利益相反取引等を行うことができるなどを記載している。これは、緊急時において、管理者又はそのグループ会社に修繕費を差注することが必要な場合も考えられるところから、やむを得ない場合には、総会での決議によらずに利益相反取引等を行うことができる旨を定めたものである。

4) 決算における利益相反取引等についての適切な開示

- ・決算の段階においては、区分所有者が当該年度の支出が適切であったかどうか確認・検討することを容易にする観点から、当該会計年度における契約の内容、相手方、契約金額等を開示することが望ましいと考えられます。特に利益相反取引が行われた場合においては、その妥当性について事務的に審査する観点から、当該利益相反の承認を行うかの判断の際ににおける重要な事実について開示することが望ましいと考えられます。
- こうした開示のための1つの方法として、決算時ににおいてこうした内容について注記するという方法が考えられます。

5) 大規模修繕工事における発注先選定等の透明性確保

- ・大規模修繕工事は、工事に伴う区分所有者の経済的負担が大きいことからどのように業者に希望するか、どのような工事内容とするかについて慎重な検討を要する、マンションの管理に関する事項の中でも重要なものの1つと考えられます。
- ・外部管理制度方式において、管理者が大規模修繕工事の発注の主体となる場合、管理者に対する利益誘導が可能となり、管理制度に不利益を与えるリスクが生じる可能性があるとの指摘があります。
- ・こうした点を踏まえると、大規模修繕工事についての検討に原則として管理者は関与せず、修繕委員会を主任として検討するのが望ましいと考えられます。修繕委員会は、複数の区分所有者及び監事が協議するところが望ましいと考えられます。修繕委員会において、監事は、大規模修繕工事の発注プロセスを適切に確認し、法令、管理制度違反がないかを検討するという、手続の適正さを担保する役割を担うことが期待されます。修繕委員会の管理制度における位置づけについては、規約等において定めておくことも考えられます。
- ・修繕委員会の設立に向けては、まずは、区分所有者の修繕委員の確保が必要となります。ですが、管理者は、大規模修繕工事の実施に向けて、修繕委員会の設立のため、募集の透明性及び公平性を確保しつつ、余裕を持つた募集期間を設けて設立に向けた調整を行うとともに、区分所有者に対し公平に修繕委員に立候補する機会が付与される形で選定することが必要です。

- （修繕委員会が設置される場合について）
- ・大規模修繕工事については、一般的には、図11の①～③の過程を経て実施されます。修繕委員会としてこうした過程を進めるうえで、事務局を務める区が所有者以外の存在が必要になることも多いと見えられます。このような存在として、中立的立場に立った外部の設計コンサルタントやマンション管理士等の専門家を活用することが有効であると考えられます。（なお、平成29年1月27日、国土交通省から「設計コンサルタントを活用したマンション大規模修繕工事の専門部の周知について」が連絡され、このような観点に留意した取組が勧められています。）
 - また、修繕委員会は設置できるものの、費用面等の事情により外部の設計コンサルタントやマンション管理士等の選任が困難な場合、管理者を事務局として調整を進めることも考えられますか、この場合でち、図11の後の発注先の選考方法等を検討し発注先を選定する段階については、施工会社の選定プロセスの透明性を確保する観点から、公募する、必ず複数者から見話を取得する等の、発注先等のプロセスにおいて透明性を確保する措置を取ることが望ましいと考えられます。また、発注先の検討・選定については、発注先の検討・選定の公正性を確保するため、管理者は関与するべきではありません。
 - ・大規模修繕工事の実施については、総会での承認が必要となります。この総会において、管理者は、修繕委員会の検討結果について要望を加えることなく）説明を提出する必要あります。なお、区分所有者としては、議決権行使により自ら賛成の意思表示を行うのが望ましいですが、議案に賛成であるものの総会に出席できない場合には、区分所有者である修繕委員会の委員長に対する委任を行なうことを考えられます。

図11¹⁰大規模修繕工事における修繕委員会が設置される場合の業者>

大規模修繕工事における主な段階	修繕委員会の業務
①大規模修繕工事の準備段階	※いずれについても、設計コンサルタントやマンション管理士等の利用について検討する。 ・建物調査・診断によるマンションの不具合箇所の調査、住戸へのアンケート等を通じ、建物の状況を把握する。 ・建物の状況を踏まえ、必要な工事の範囲を検討する。
②施工業者の選定段階	・公募条件等、発注先の選考方法等を検討し、発注先を選定する。

③契約締結・工事の監督段階	<ul style="list-style-type: none"> ・選定段階については、管理業者に与える秘密性を保護するのが望ましい。 ・施工业者と、大規模修繕工事についての契約を締結する。 ・発注者、受注者間（管理業者が選定している場合には監理者を含む。）の打合せ等を通じ、大規模修繕工事が契約に従って適切に履行されるよう、監督する。
---------------	---

（修繕委員会が設置されない場合について）

- ・なお、例外的に、①マンションの規制がい規模であり、②管理者として修繕委員会の設置に向かう過度な事務負担を課すと、公平な立候補機会を付与したものの候補者が確保できなかったことから、修繕委員会を設置しないにこどりやむを得ないと考えられる場合において、（1）設計コンサルタントやマンション管理士等の利用について検討するとともに、（2）大規模修繕工事の過程について、区分所有者への透明性を確保するための措置を講じるとともに、監事に対する定期報告を充実させる場合には、修繕委員会を設置せず、管理者が大規模修繕工事の調整を行うことと想えられます。

6) 管理組合からの解説以外のリベート等の貰取禁止

- ・以上に加えて、不正の防止のためには、管理者が、管理組合から支払われる正当な報酬以外に、いかなるリベート・マージン等、管理組合の取引先業者等からの不透明な利益の貰取等を行わない旨を、管理者委嘱託契約書において約束させておくことも有効であると考えられます。

具体的には、管理者として管理組合から受託した業務に関して、管理組合の承認を得ずして、管理組合に紹介した業者等から紹介料・手数料・仲介料等の対価を受領又は支払いたしまじないこと、適正な業務の遂行に影響を与えるような便宣・利益の供与又は供給を求めることがあります。この場合、区分所有者等から受取った場合に損害賠償や違約金を請求することなどが望ましいと考えられます。

③管理者に対する監視・チェック体制

- 1) 監事の選任及び組い手（外部専門家と区分所有者）
 - ・外部管理者方式においては、区分所有者以外の者が監理者として業務執行を担うことになります。この場合、区分所有者として管理者の業務執行を適切に監督できるか、利益相反の発生を防止できるか特に問題となることから、管理者の業務執行状況等を監視する重要な機関として、監事を設置るべきと考えられます。
 - ・監事がこのような業務を適切に遂行するためには、監事が管理者との関係で独立性を

保つことが必要となります。この点を担保するためには、監事は、管理者による指名ではなく、総会の決議による選任することとするべきと考えられます。

また、監事候補者が現実に独立した立場から管理者に対して適切に監督する機能を果たせるかについて、十分に検討することが必要です。例えば、監事候補者が管理業者（管理者）の従業員等である場合は、独立した立場から監督を行うことは難しいと考えられますし、管理業者（管理者）との間ににおいて一定の取引がある者の場合、その取引の内容及び取引額によっては、管理者に対して不利益な意見を出すことが難しくなり、独立性が確保できない場合もあると考えられます。

このため、監事の選任権限を提出する旨（管理者、区分所有者のいずれも考え方される）は、監事としての独立性を保つことができるかの判断における重要な事項についてます。

監事は、管理者の職務執行状況や財産の状況を監査し、法令違反や管理規約違反があると認めた場合には適切な措置を取ることにより管理組合運営を適正に保つという重要な役割を担っています。また、理事会方式では理事長以外の理事が理事長（管理者）の職務執行を監視できるのと異なり、外部管理者方式においてはそういう理事の存在がないことが多いが、監事にその職責が集中する可能性があります。また、外部管理者方式の運営方法によっては、区分所有者の意思から離れた不適切な管理、管理組合と管理者との利益相反の発生、管理業者に支払うコストの増大等が生じるおそれがあるとの指摘があります。したがって、外部管理者方式では、通常の理事会方式と比較して、監事に期待される役割が質的にも量的にも複雑になります。

このような点を踏まえると、外部管理者方式の場合、管理者の業務執行に付する適切な監督の必要性や難易度が高く、職務上、マンションの管理に関する専門的な知識が必要とされることから、監事のうち少なくとも1人は、外部専門家（マンション管理士、弁護士、公認会計士等）から選任することが望ましいと考えられます。外部管理者方式を採用する場合は、監事事務の外部委託に係る経費の発生するところも見込んでおくことが望ましいと考えられます。

加えて、区分所有者からも監事を選任することが望ましいと考えられます。マンションの管理の主体は、マンションの区分所有者等で構成される管理組合であることを踏まえると、管理者の業務執行に付する監査においても区分所有者の視点を反映するところが望ましいと考えられますし、監事が新規管理者の選任、新規約款の調査を行つ場面においては、区分所有者としての視点が特に重要と考えられます。この場合においても、前述のとおり、区分所有者である監事候補者が現実に独立した立場から管理者に対して適切に監督する機能を果たせるかについて、十分に検討することが必要です。

なお、例外的に、①非課税マンションであり、②経済的な理由等により外部専門家を選任しないにどもやむを得ないと考えられる場合において、(1)区分所有者に対する定期的な報告（月1回程度）が実施されるとともに、(2)区分所有者の意願を反映する仕組

みが整備されている場合には、外部専門家である監事を選任せず、区分所有者たる監事のみ選任することも考えられます。

＜監事の選任及び組立手＞

【注意事項】

・ 監事は、区分所有者及び外部専門家のそれから少なくとも1名選任するとの内容となっているかどちらか（上記例外の事例がある場合を除く。）。

※ 外部管理者方式においては、管理者の業務執行に対する監督の職務が監事に集中する可能性があり、監事に期待される役割も質的にも量的にも増大する可能性があることから、基本的に、外部専門家の選任が望ましい。

※ 外部専門家としては、マンション管理士のほか、弁護士、公認会計士などで、マンション管理について一定の専門的知識を有する者が考えられる。

【注意事項を踏まえた管理規約例】

（監事の選任）

第〇条 監事は、総会の決議によって、選任し、又は解任する。

2 監事は、組合員及び組合員以外の者で第〇条に定める業務を通じて実施できると期待される者から1名ずつ選任する。

2) 監事の権限・業務について

・ 管理組合の業務執行状況を監視するための機関として、監事の役割は重要であり、標準規約第41条においては、臨時総会の召集権などの強い権限が与えられています。このため、管理者が管理者に就任する場合においても、監事の権限（業務及び財産の状況の監査・総会への結果報告、管理者の業務に対する調査権、業務執行に不正等がある場合の総会招集権）については、標準規約と同様に規定を設けることが望ましいと考えられます。

また、監事の権限・業務については、管理規約においてあらかじめ明示的に定めておくことが望ましいと考えられます（図12参照）。

3) 管理者から監事及び区分所有者に対する定期報告

・ 監事が管理者の業務の執行や財産の状況を監査するなどの権限を適切に果たすためには、管理者の業務執行状況等について適切に把握する必要があります。この点を担保するために、監査に対する定期的な報告を管理者に義務付けておくことが望ましいと考えられます。

報告の内容としては、通常総会で決定した事業計画や総会決議事項、管理者業務担当

者と管理事務担当者との打合せ等の実施状況、組合員等からの提案や苦情の有無、内容、報告対象期間内における収支状況等が考えられます。

上記の定期報告のうち、マンションの管理に関する重要な内容については、監事のみならず、区分所有者全員に対して報告する旨定めることも考えられます。定期報告のほか、必要に応じ、区分所有者から管理者に対して報告を請求したときは、管理者は区分所有者に対して報告しなければならない義務を課して直接説明する機会として意見交換会・相談会等を開催するとしておくことも考えられます。

図 12<監事に期待される主な役割>

監事が行う業務の種類	具体的な業務
● 業務執行の状況についての監査※	<ul style="list-style-type: none"> ● 収支予算案を含む総会提出議案についての事前確認 ● 決算案についての事前確認
監査	<p>※ 各確認にあたっては、法令、規約、使用細則等に定める観点から確認を行い、必要に応じ、管理者に列し助言を行う</p>
● 財産の状況についての監査	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理組合の財産の状況について確認を行う ● 総会において承認された予算に基づき、管理行為が適切かつ効率的に行われたか確認を行う等
適正な財産管理・管理運営確保のための措置	<p>● 管理組合の保管口座に係る印鑑等の保管を行う</p> <p>● 管理者が議長を務める総会（通常総会等）における、適切な議事が進行されているか等の確認（議事の集計等）</p> <p>● 管理者がその地位を離れる場合における移行手続への関与</p> <p>● 一時的に管理者の業務を担い、新しい管理体制への円滑な移行を主導</p> <p>● 大規模修繕工事に係る修繕委員会への助言等</p> <p>● 発注及び契約等に際して法会、規約、使用細則等に照らし利益相反等の点それや手続上の瑕疵がないか等について、確認を行い、必要に応じ、修繕委員会等に対し助言を行う</p>

<監事の権限・職務>

① 業務執行の状況についての監査

【注意事項】

- ・ 監事は、管理者が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令、規約、使用細則等、総会の決議に違反する事実若しくは甚しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、区分所有者に対する報告を行うこととする。
- ・ 管理者が通常総会等の総会に提出する予算案、決算案、議案その他の書類についての調査権限について規定されているか。

- ※ 監事としては、管理者が総会に提出することを予定している予算案、決算案、議案その他の書類を事前に把握し、法令、規約、使用細則等に照らし、本来提出すべき議案の不足がないか、管理者が総会で承認を得ることを予定している契約に係る議案について、契約内容、相手方、契約金額、相手方の選定理由その他重要な事実が開示されているか等を確認し、管理者に意見することが想定される。
- ・ 管理者と監事の意見が異なることなどによって、管理者が提出する書類が法令等に違反していると認めるときは、総会においてその旨報告する権限を付与されるが。

【注意事項を踏まえた管理規約例】

(監事の監査・開査)

- 第〇条 監事は、監理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、管理者及び第38条第1項第二号に規定する職員に対して業務の報告を求め、又は業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総会に出席し、必要があると認めるとときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、監理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 5 監事は、管理者が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令、規約、使用細則等、総会の決議に違反する事実若しくは甚しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を区分所有者に報告しなければならない。この場合において、必要があると認めるとときは、監理者に対し、臨時総会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による請求があった日から〇日以内に、その請求があつた日から〇月以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知が発せられない場合は、その請求

② 総会運営の適正性確保のための措置	・ 管理者が議長を務める総会について、監事が監事進行の監督を行うこととされる るかどうか。
	※ 通常総会については、管理者が議長を務めることが想定されるところ、同総会で は管理業者の専任監査等の監査が行われることからすれば、その中立的運営が重要で あると言えられる。
③ 管理者選任における組合運営確保のための措置	〔注意事項〕 （総会運営の適正性確保のための措置） 第〇条 前条第4項及び第五項に定める総会については、議長は監事又は監事が持名 する区分支所有者が務める。
	2 監事は、総会において管理者が議長を務めるときは、議事進行について監督する。 〔注意事項〕 （専任議長の否決又は辞任の申し出により管理者の選任が決定した場合、監事が監督 権限を行使することができるものとしているかどうか、 ・ 監事が監査する総会においては、監事に議案提出権があることを明示しているかど うか、 ・ 管理者が解任され管理者が不在の状態となった後、後任の管理者が選任されるま で、監事が暫定的に管理者としての職務を担うなど組合運営確保のための措置が取ら れているかどうか。）

④ 監事の議案提出権	〔注意事項〕 （監事の議案提出権） 第〇条 董事会が監事の業務に不正があつたと認めると決議する臨時総会や、管理者がその地位を 離れる場合において招集する臨時総会においては、議案提出権があることと明記してい るかどうか。
	〔注意事項〕 （監事の議案提出権） 第〇条 董事会が招集する総会においては、監事は、必要な議案を提出することができる。
⑤ 管理者の解任を可能とするための措置	〔注意事項〕 （監事の議案提出権） 第〇条 董事会が監事の業務に不正があつたと認めると決議するとき、管理者をその地位から離 させたために、当該管理制度約の見直し（組合員・議決権総数の3分の1以上の同意が必要）が必要となり、解任が極めて困難となることから、管理者に固有名詞は記載しな いことが望ましいと考えられます。
	2) 解任に向けた総会の招集要件の緩和 ・ 組合員から管理者の解任を求める場合には、組合員・議決権総数の5分の1以上の同 意にに基づき総会を招集し（区分所管法第34条、標準管理制度約第44条）又は監事の臨 時総会招集権（標準管理制度約第41条）に基づき総会を招集し、普通決議により管理者 を解任、新管理者を選任することが規定されます。 ・ そのため、賃貸比率が高い等により非居住の区分所有者が多いなどの事情があるマン ションにおいては、総会を招集しやすくなるために、必要に応じて、組合員の総会招集

のための要件を、組合員・組合員・議決権総数の10分の1以上の同意などにあらかじめ緩和しておくことも考えられます。その場合、管理規約改正の決議（区分所有者及び議決権の4分の3以上の特別多数決議）も必要です。

3) 区分所有者名簿等へのアクセスの確保

- 区分所有法上、規約や該当事録の保管責任者は管理者となっており、組合員等の利害関係者に取扱させる義務も規定されています（区分所有法第33条、第42条）。実際の管理組織でも株式会社等の各種管轄等の各管轄会社の業務とされていることが多いと考えられます（標準管理制度規約第64条）。
- 2) に記載された組合を招集するため、区分所有者名簿が必要となる場合は、標準管理制度規約第64条に基づく開催権の行使をすることができます。

- このほか、管理組合にとって重要な立場が弱失しないよう、（公財）マンション管理センターが提出する「マンションみらいネット」などを活用し、懇願できる第三者のシステム上で管轄のデータを蓄積しておくことによって、組合員が必要なデータを閲覧できるようにしておくことも考えられます。

（3）多様の全般事故・事件の防止

①口座の適切な管理

- 財産の分別管理の徹底
 - 管理業者が管理業者となる外部管理業者の方との場合においても、管理組合の財産と、管理業者の固有財産、又は管理者に就任している他の管理組合の財産とは、必ず、分別して管理する必要があります。

- 一方、外部専門家が管理者となる外部管理業者の方と比較して、例えば管理業者の倒産等、適切に分別管理していないければ管理組合財産を毀損するリスクが高いことに留意が必要です。
- 当然のことながら、管理事務を受託する管理業者としてマンション管理適正化法の規定に基づく分別管理を行へ、出納業務を実施する必要があります。

- また、管理組合財産の預金口座については、管理費や修繕積立金を管理組合の財産として取り扱っていることを外的的に明らかにするにすることが必要であり、管理組合に帰属する財産であることが一見して明らかに口座名義とすべきと考えられます。

2) 通帳・印鑑等の保管体制

- 一般的に、管理組合財産の預金口座（特に修繕積立金等の保管口座）の通帳は管理業者が保管していることが多いと考えられます。通帳と印鑑等の同一主体による保管を続けるため、管理業者が管理業者となる外部管理業者の方の場合、管理組合財産の預金口座の印鑑封印は、監査が監査することが望ましいと考えられます。

3) 修繕積立金の積立方式の工夫

- 管理組合財産の中でも、修繕積立金は特に多額であります。そこで、修繕積立金に於いては、現金化のために踏むべき手続が多い等なるべく現金化が困難な方式を活用して、運用するにこだわる所もあることがあります。
- 例えば、「マンションすまい・る債」においては、中途換金を行う場合において、管理者一人の意思表示だけでなく、管理組合としての中途換金の意思及び中途換金を希望する顧客確認できる登録（総会議事録等）の提供又は会計担当役員等への意思確認が行われなければ現金化を認めないとどなっていますから、このような方法を活用することも考え方です。

※ 「マンションすまい・る債」は、住宅金融支援機構が修繕積立金の計画的な積立てと適切な管理を支える目的で発行される債務です。

4) 現金の収支の禁止

- 現場での金銭事故・事件の防止のためにには、管理費・修繕積立金や使用料の徴収や、物品購入・工事発注等において、出納はすべて口座振替・振込等によるものにし、出納業者に附する者による現金の取扱いを禁止することが望ましいと考えられます。最近では、口座振替・振込だけでなく、電子決済等を活用することにより現金取扱いを不要としているマンションも現れ始めています。

②適切な財産管理状況の把握

- 監査等による財産の状況に関する監査及び現金等への報告
 - 管理者から監査に對し、財産の状況について適切な定期報告が行われるとともに、監査による定期的な財産の状況の監査（月次、半期、決算期等）及び総会等における適切な報告が必要です。

2) 通帳原本等の定期的な清潔

- 監事が財産の状況を監査する役割を果たすうえでは、通帳や金融機関銀行の預金残高証明書の原本等について、定期的に確認し、預金口座からの不正な引き出しがないかどうかや、会計帳簿の原本（見積書、請求書、領収書等の証跡を含む。）との整合性を確認することが必要です。
- 監事による通帳原本への記帳の定期的な実施など監査業務の中で行うべき事項について、リール化しておくことを考えられます（ただし、このような業務を行いさえすれば監事としての責任を果たしたこととなるようになりますがありません。）。

(4) 事故・事件が発生した場合における対応及び組合財産の保護措置

①外部管理者方式における訴訟代理の問題について

- ・ 管理者による訴訟代理の問題については、個別の状況に応じ、弁護士法第72条との関係に留意するべきと見えられます。また、弁護士法との関係上は管理者が訴訟代理できる場合であっても、専門的知見に基づく判断を要する場合、弁護士に訴委任することが望ましいと見えられます。

2) 管理者との間で利益相反類似の状況が発生した場合について

- ・ 一般的に、共用部分の船頭により他人が被害を受け、その管理の不適切さも原因となっている場合、被害者は区分所有者全員に対して土地工作物責任（民法第717条）に基づく損害賠償請求を行うと見えられます。この場合、区分所有者として管理者に求償する必要性が生じ、本格的の行使権の行使に際し利益相反類似の状況が発生することになります。
- ・ また、マンションの公用部分に瑕疵があり重大な損害が発生した場合において、一般的には、管理者が区分所有者を代理して、分譲業者に対し損害賠償請求等を行うことが考えられるところ、管理者と分譲業者とが同一グループの場合は、利益相反類似の状況になります。
- ・ まずは、管理者が公用部分における瑕疵を発見した場合、区分所有者に対し適切な方法により通知を行なうべきです。
- ・ また、こうした利益相反類似の状況が発生した場合には、管理者が引き続き当該対応を行うことにより管理組合に不利益が生じないかどうかについて、慎重な検討が必要となります。

瑕疵の程度が小さいときは分譲業者等による適切なアフターサービスが関わっており管理組合に損害が生じるおそれがないときなど、管理者に対応を委ねることによる不利益が小さいと考えられるときは、管理者に引き続き対応を委ねることもあると言えられます。他方、管理者に当該対応を委ねた場合に、関係性の悪い会社（親会社等）に対して適切に責任追及ができるのか、自らに不利となる証拠を保全するのかどうか等について疑義が生じる場合もあると考えられます。

このような疑惑が生じた場合、管理者の解任も1つの選択肢となります。また、管理者が当該訴訟対応を行うことには懲念があるものの、その他の管理業務自体は引き続ぎ務めてもらうのが望ましいときは、管理者とは別の者を訴訟代理人として定めることを考えられます（※）。

- ・ また、管理者が上記のようなおそれはないとして自ら辞任しない場合においても、監事において、管理者が引き続き当該対応を続ける場合、上記利益相反類似の状況が発生し、将来的に区分所有者が不利益を蒙るおそれがあると判断したときは、総会を招集し

その旨説明するのが望ましいと見えられます。

- * 訴訟進行に端倪する段階に関して、「規約の定めまたは総会の決議によって、管理者以外の者の選を許す
進行者」とすることができます。管理者が当然に訴訟進行者となるのではなく、規約または総会の実績による特別の資格に基づいてのみ管理者が訴訟進行者となるという本質の趣旨からきえど、肯定的
に解すべきだろう。もっとも、57余3項とは異なり本条では「管理者又は総会において指定された
区分所有者」と規定していないことから要する余地もあるが、本系はもっぱら「管理者」の「被限」
について定めた規定であることから、特に、「東会において指定された区分所有者」を明示していない
だけであり、特に管理者以外の者を訴訟進行者とすることを否定したものと解すべきではなからう。」
と解されている（総本店之助 謹野耕樹（2015）「コメントナール マンション区分所有法」第3版（日
本評議会）、165頁）。

(5) 事故・事件が起きてしまった場合の組合財産の保護措置

①保険・補償制度の活用

- 1) 住員による損害（賠償責任保険等）
 - ・ 管理者が、財務運営上の過失により管理組合に経済的な損害を与えた場合への対応として、管理者にに対して、賠償責任保険への加入など賠償能力を担保するための措置を義務付けるべきと見えられます。
 - ・ 管理者については、管理者を被保険者とする賠償責任保険制度も設けられていますので、管理者に対し、このような保険に加入するよう求めることも考えられます。
 - ・ なお、監事については、弁護士や公認会計士等の資格者の個人では、資格者を被保険者とする賠償責任保険制度を設けています。管理者や監事として行う業務が、これら保険の対象業務になつてレバとは限りませんので、注意が必要です。
- * 例えば、日本マンション管理士会連合会では、マンション管理士を対象とした賠償責任保険を設けており、業務行為、身体障害、財物障害、愛護物、人格侵害・個人情報漏洩による損害や、管理者や監事が前に既往した場合の損害等に對応している。

2) 故意・重大過失による損害

- ・ 管理者が故意・重大過失により管理組合に損害を与えた場合など、一般の保険制度の対象となる場合も考えられます。こうした場合も対象とする給付制度等の加入の有無や管理者の財産的基盤の程度等を踏まえ、故意・重大過失による損害等の措置が適切に行われるかを検討しておくことが必要です。

②トラブル発生時における相談・裁判外紛争解決手段の活用

- 1) トラブル発生時における相談について
 - ・ 外部管理者方式を採用しているマンションにおいて管理者との間でトラブルが発生し

た場合、区分所有者として適切な対応を検討する必要があります。

このような場合、監事が情報提供を行うことのほか、マンション管理士等のマンション管理の専門家やマンション管理士の団体、（公財）マンション管理センター、自治体のマンション相談窓口、マンション管理組合の団体、マンション管理の専門家の派遣を行うNPO等、弁護士等の法律専門家に相談することが望ましいと考えられます。

※ 弁護士会のマンション管理に関する相談窓口において、マンション管理士の資格を持つた弁護士が対応に当たっている例もあります。

2) 裁判以外の解決手法

- ・トラブルの解決に向け、紛争内容や対立の程度に応じて裁判によらない紛争解決手続を行うことがあります。
- ・管理者の職務執行状況等についてトラブルが発生した場合、マンション管理に関する裁判外紛争処理手続（ADR）を活用することもあり得ます。
- 3) 管理者を報告とする場合の訴訟手続の例示
- ・管理業者との間で、管理組合の財産毀損等を含むトラブルになった場合、最終的な解決手段は民事訴訟となります。区分所有法上は、基本的に、管理者が管理組合側を代表して原告・被告となることを想定した規定を置いていますので、管理組合側と管理者の間で紛争になった場合の訴訟手続に留意する必要があります。例えば、管理業者を被告とする訴訟において、当該管理業者が管理者として原告となるのは、管理組合の不利益を防止する観点からは避けるべきと考えられます。
- ・このような場合の対応方法としては、下記の4つが考えられます。
- なお、下記に加えて、監事が、必要な賠償金を会員を召集する方法もあります。

損害賠償請求の訴訟 提起の方法	具体的な手續
イ) 区分所有者が裁判所に管理者の解任請求の訴訟を提起する。	・区分所有者は、区分所有法第25条第2項に基づき裁判所に対して管理者の解任請求訴訟を提起することができます。裁判所がこの請求を認容し、管理者が不在となった後、区分所有者は、裁判所に対して仮管理者選任の仮処分の申立てを行う。 後に、仮管理者選任の仮処分の申立てをの仮処分の申立てを、仮管理者が認容されると、仮管理者が損害賠償を請求する」こと等により総会決議を経て解任された管理者に対する損害賠償請求の訴訟を提起する。
ウ) 区分所有者が5分の1以上の議決権の区分所有者及び議決権の各過半数の区分所有者が区分所有法第34条第3項に基づく総会（区分所有者の5分の1以上で議決権の5分の1以上を有する者は総会の招集を請求できる。）を招集し、普通決議により管理者を解任され、新管理者が損害賠償を請求する。	・区分所有者が5分の1の総会を招集し、管理者を解任し、選任された新管理者が損害賠償を請求する。 ・新管理者は、「①区分所有法第26条第4項に基づき、総会決議で区分所有者及び議決権の各過半数の形成を得る」、または「②標準管理規約第67条第3項に基づき理事会の決議を経る」こと等により旧管理者に対する損害賠償請求の訴訟を提起できる。
エ) 区分所有者が5分の1以上の議決権の区分所有者及び議決権の各過半数の区分所有者が区分所有法第34条第3項に基づく総会（区分所有者の5分の1以上で議決権の5分の1以上を有する者は総会の招集を請求できる。）において、区分所有者の誰かに訴訟進行権を与えられた区分所有者が管理者に対する損害賠償を請求する場合もあります。	・区分所有者が5分の1の総会を招集し、総会決議で訴訟進行権を与えられた区分所有者が管理者に対する損害賠償を請求する。 ・訴訟進行権を与えられた者が、当該管理者に対して損害賠償請求の訴訟を提起できる場合もあります。

図13<解任請求や損害賠償請求の訴訟提起の方法と具体的な手續について>

損害賠償請求の訴訟 提起の方法	具体的な手續
ア) 区分所有者が裁判所に管理者の解任請求の訴訟を提起するとともに、職務執行停止及び仮管理者選任の仮処分の申立てを行ふ（区分所有者は管理者選任の仮処分の申立てまでを一人の個人で行うことができる。）。	・区分所有者は、区分所有法第25条第2項に基づき裁判所に対して管理者の解任請求の訴訟を提起することともに、管理者の職務執行停止及び仮管理者選任の仮処分の申立てを行ふ（区分所有者は管理者選任の仮処分の申立てまでを一人の個人で行うことができる。）。
イ) 職務執行停止の仮処分の申立てが認められると、管理者の職務執行が執行停止され、裁判所はそれに代わって職務を執行する者を仮に選任する。	・仮に職務執行停止され、裁判所はそれに代わって職務を執行する者を仮に選任する。
ロ) 裁判所から選任された仮管理者は、「①区分所有者及び議決権の各過半数の形成に基づき、総会決議で区分所有者及び議決権の各過半数の形成を得る」、又は「②標準管理規約第67条第3項に基づき理事会	・裁判所から選任された仮管理者は、「①区分所有者及び議決権の各過半数の形成に基づき、総会決議で区分所有者及び議決権の各過半数の形成を得る」、又は「②標準管理規約第67条第3項に基づき理事会

- ・なお、管理組合としてではなく、個人として受けた損害の賠償請求等をしたい場合は、上記のような手續を経ずとも、個人として訴訟を提起することができます。